

「文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）」

に関する意見募集の結果について

I. 意見募集の期間

令和4年12月28日（水）～令和5年1月18日（水）

II. 寄せられた意見の総数

合計 53 件（団体 26 件、個人 27 件）

III. 結果の整理・分類について

- ※ 提出された意見を、事務局で適宜、分類・整理した上で記載している。
- ※ 団体の紹介文、意見中の個人名・企業名、ウェブサイトへのリンクは省略している。
- ※ 意見の記載順については順不同。

<報告書（案）の内容に関する意見>

II. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

《全体に対する意見》

- 具体的な新制度の設計イメージについては、既存のコンテンツ事業者の活動を阻害しないよう配慮されており、報告書案の方向性に賛成します。ただし、今回提案されている法改正は、利用許諾を確認出来なければ利用できないというこれまでの一般原則を転換するものであるともいえます。そのため、新たな制度の設計にあたっては、できるだけ権利者の意思を反映できるような運用を可能にするものを目指されることを希望します。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】
- 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについては基本的に賛成する。本制度は、著作権者の意思が確認できない等の有用な著作物についても使用料相当額を支払うことにより時限的な利用が認められ「コンテンツ創作の好循環」へ寄与するものとする。【一般社団法人学術著作権協会】
- 著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベースを活用した著作権者等の探索を行うとともに、著作権者等の所在や権利処理に関する意思が不明な一定の場合等に対応した新しい権利処理の仕組みを創設し、著作物等の利用を円滑かつ迅速に利用できるようにするという本報告書の方向性に賛成する。ただし、新たな制度の実施にあたっては、以下の点に十分配慮されるべきである。（事務局注：以降各

論点に記載)【日本弁護士連合会(同趣旨の意見が個人よりあった)】

- 文化芸術におけるDXの推進がコンテンツの創作・流通・利用に大きな影響を与えている事実に鑑み、文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案)で提案されている政策に賛成する。以下、文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案)に関して特に申し述べたい点を列挙する。(事務局注:以降各論点に記載)【日本弁理士会】

- (当連盟の著作権問題に係る取り組み)
 - ・当連盟では、著作物の保護と利用の適切なバランスを図ることにより文化大国を整備するため、DXへの移行を含め経済の構造変化に伴い必要となってくる著作権制度の改善を提言してきた(柔軟な権利制限規定の構築の提案、クラウドサービスやメタバースのような新たなサービスへの対応の必要性の検討、映りこみなど現時点で発生している問題への適切な対応に係る制度設計、オンライン授業等デジタル化への対応など)。
(今後の要望)
 - ・DX時代の著作権法問題として今回一旦の整理を行い、今後所要の法改正がなされるものと理解するが、この問題は日々状況が更新されてくるものなので、不断の見直しが必要であり、引き続き経済界との密接な意見交換の機会を確保することで、適切な制度づくりが行われていくことを強く要望する。【一般社団法人新経済連盟】

- (基本的な視点・考え方)
 - ・当連盟では、従来から、本報告書等文化庁の政策で言及されてきた『コンテンツ・サイクル・エコシステム』が重要であり、そのことにより文化大国の整備が実現されていくと考えている。DX時代にふさわしい著作権制度の改革は、欧州等においても近年なされていること等を踏まえると、日本でも待ったなしの時宜を得た取組であると評価できる。
 - ・上記の考え方を踏まえると、権利処理方策と対価還元策の仕組みの創設に当たっての基本的な方向としては、権利者と利用者とは、自律的かつアジャイルに付加価値の創造に向けた取組を共創していくことができるようにすることが必要不可欠である。
(今回提示された案の評価)
 - ・かつての著作権法改正でのアプローチ(権利制限規定の創設や補償金付権利制限規定の創設等)では、技術の進展に応じて法律を改正しなければならず、DX時代にふさわしいアジャイルな対応を可能にするには限界もある。
 - ・今回の案は、著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認めるというものと理解する。我々の基本的な視点や考え方を踏まえると、妥当だと考える。【一般社団法人新経済連盟】

- 今回は中間まとめにある「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れな

い場合、又は連絡を試みても返答がない場合等」のケース（以下本ケースという）に対して手当を行う新制度が検討され、その結果に対する意見募集が行われていると承知している。

本ケースに限った著作物の円滑な利用を考えると、新制度では従来の方式の短所を改善する策が検討されており、また裁定制度の改善などにも触れられており、意義があると考えられる。

ただし下記の2点においてさらなる議論が求められる。（事務局注：以降各論点に記載）
【一般社団法人インターネットユーザー協会】

- デジタルアーカイブの構築を推進する立場から、こうした制度の導入に賛同する。先人達の貴重な文化遺産の多くは既に市場では流通しておらず、しばしば忘却と散逸の危機にある。デジタルアーカイブ活動はそれを未来と世界に伝える核心的な活動であり、文化の発展ばかりか、学習・経済・地域・研究開発・防災活動・国際化を支える公共的な知識基盤である。（参考：デジタルアーカイブ憲章案）

しかし、こうした活動の多くは非営利で財務基盤は極めて脆弱であり、膨大な作品はしばしば権利者との連絡も困難で、その保存・公開のための権利処理は大きな壁となる。本制度は、そうした権利処理の壁を低くし、利益を社会と権利者に還元する試みとして評価できる。その上で、以下を要望したい。（事務局注：以降各論点に記載）【デジタルアーカイブ学会】

- 目指すべき方向性について

基本的に賛成である。

大学図書館の利用者（教職員及び学生）が、その研究教育活動において「安心して著作物を利用できる仕組み」となること、そして、学術資料に関して世界的な趨勢となっているオープンアクセスを前提に多くの大学図書館で進められている学術資料のデジタル化を促進するものとなることを期待する。【国公立大学図書館協力委員会】

- 本項目で記載されている通り、著作権者等の意思が確認できない著作物等について著作権者等からの申出があるまでの時限的な利用を認める新しい制度を創設する事に賛同する。法律の条文レベルではなく政省令又は運用において注意すべき事であろうが、そのDX時代への対応という目的が没却されないよう、また、制度利用の促進を図るため、新制度においては、少なくとも相談・申請から利用許可までの全手続きがネットだけで完結する様にするべきである。また、同様に制度利用の促進を図るため、公的な支援や授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用によりなるべく手数料の低廉化を図るべきである。そして、将来的に、利用許諾に関する公的制度が全てネットだけで完結する様に裁定制度も合理化し、裁定制度と新制度の統合を検討して行くべきである。【個人】

- 全体として賛成する。

多次的創作についても整備すべきである。例の大失敗したクールジャパンだが、Chain of Title 整備の必要性を言うだけ言って尻切れトンボである。現在においては単純な階

層とは限らず、原作小説に漫画版があり、それを実写映画化する時に漫画版著作権者の表現が映画で使われる・・・といったように、ある利害関係者が、複数のn次の著作権者である、といった事態もふつうに存在する。単純な復刻以外についても手当すべきである。【個人】

○ 新制度においては、「利用される著作物と利用方法等を広く公表する」とあり、利用者だけでなく権利者にとっても有益な制度となることを期待したい。ただ、現行の裁定制度における課題が、すべてクリアされているとは言い難い。また、集中管理の拡充は、引き続き必要となるタスクであろう。その意味で、制度設計と同様またはそれ以上に必要とされるのは、集中管理拡充のための施策なのではないだろうか。【東京都行政書士会中央支部 著作権実務研究会】

○ 「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」「立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について」を軸にした文化審議会著作権分科会法制小委員会の報告書案に関して意見を述べる。

著作物は言うまでもなく、利用されることが大事であり、報告書が示したデジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した新たな利用促進の方策については、一定の意義を認める。しかし、そのあまり許諾手続きの必要性をないがしろにしてはならない。著作権制度は「利用」と「権利保護」の両立によって成り立つが、昨今の議論は「迅速な権利処理による利用促進」に前のめりになっている印象がぬぐえない。「適切な対価還元」「権利の保護」の拡充は不可分のセットであることをあらためて強調したい。【一般社団法人日本新聞協会】

○ 制度設計への意見

A 新制度の創設には反対しない。しかし「許諾を確認出来なければ利用はできない」という大原則を転換する以上、以下の観点での慎重な制度設計が必要である。

著作者名と出版社が判明している場合、出版社に連絡先を尋ねる努力まではすべきであり、裁定制度のような探索まで求めないにせよ、最低限行うべき探索を「探索ガイドライン」で示し、窓口組織はそれを確認した上で時限的利用を許諾すべきである。

また、著作権者情報がないとして窓口組織の許諾を得たが、実は権利者や連絡先を知っている悪意ある利用者（許諾申請を行うと許諾されないことが想定されている場合にこのケースが考えられる。）に備え、虚偽申請者への罰則を定めておく必要がある。（あるいは虚偽判明の時点で、一時的利用許諾が遡及的に取り消され著作権侵害行為となる制度など）

B 連絡先判明の場合には一定期間回答を待つと同様に、連絡先が判明しない場合でも、利用を実施する事前に同程度の公表期間を設けるべきである。また、利用の終了後も、権利者は利用料支払いを求めることができるのであるから、公表は継続されるべきである。また、公表に当たっては、視覚芸術分野の場合、権利者特定に「画像」が必要なため、サムネイル画像を添付した公表を行うことが必須である。

C 猥雑な方向での改変はもちろんのこと、宗教や政治での利用など、著作者の諾否を求め

ることが強く望まれる利用形態について、予め「利用形態ガイドライン」を作成しておく必要がある。

- D 権利者が判明して時限的利用が終了し利用許諾が行われなかった場合の処置について「窓口規則」を設けて、事前に明確にしておく必要がある。公衆送信であれば直ちに送信停止手続きが行われるべきであるし、複製物の頒布であれば直ちに回収廃棄の手続きが取られる必要がある。この制度の利用においては、1回に許諾される数量は必要最小限とする旨も定める必要がある。
- E 以上、AとCに記述した2つのガイドライン、及びDの窓口規則の作成は、窓口組織と各分野の権利者団体とで構成される協議体によって行われることが大切である。また、運用を開始して数年経過した段階で、その内容を見直す必要もある。【一般社団法人日本美術著作権連合】

- この数年来、許諾権の処理が煩雑であるとの意見に対応する趣旨から、それを円滑化するために様々な制度改正ばかりが議論されてきたと理解するが、「権利者から許諾を得る」という権利処理の原則に立ち返った場合、権利を薄めることよりは、むしろ集中管理の網羅性を高めることや、集中管理を通じた許諾手続の効率化に向けた取り組みこそが重要である。

簡素で一元的な権利処理方策として、権利者の「意思」が確認できない著作物等の取り扱いも提言されているが、当該制度の対象となる権利者の権利を薄める例外を設けることに変わりはなく、濫用や誤用を防ぐための議論が十分に尽くされるべきと考える。【一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN】

- 著作物等の利用は、原則として、権利者から許諾を得て行うべきものである。したがって、権利処理の円滑化を図る場合にも、集中管理を通じた許諾手続の円滑化や効率化を目指すことに主眼を置くべきである。

今期の法制度小委員会では、簡素で一元的な権利処理方策として、著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認める新しい制度（以下「新たな制度」という）の創設を検討し、権利者から許諾を得ることなく、著作物等の利用を可能とする新たな制度の構築を提言している。このような新たな制度の構築は、著作物等の利用における原則に例外を認めるものであり、運用を誤れば、権利者による利用許諾の機会を奪い、保護すべき権利を不当に制限するおそれもある。このような観点から、当センターは、第5回法制度小委員会でのヒアリングにおいても、著作物等の保護と利用とのバランスを失わないよう慎重な検討を求めたところである。

一連のヒアリングにおいて関係団体等から示された意見をふまえ、『文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案)』（以下「報告書(案)」という）では、集中管理されている著作物等、利用可否や条件等の明示がされている著作物等が新たな制度の対象外となることや、権利者から何らかの返答があった場合や、著作権者等の利益を不当に害することが明らかである場合にも対象外とされており、権利保護への配慮がなされたものとして評

価できる。しかしながら、新たな制度の対象となり得る著作物等については、権利者の許諾を得ずに利用できることに変わりはない。新たな制度の運用にあたっては、行政の関与などを通じて濫用や誤用が生じないように十分に配慮する必要がある。【公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター】

○ 新しい権利処理の仕組みの構築にあたっては、「既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようにすること」が重要と考えます。【一般社団法人日本民間放送連盟】

○ 著作物の保護と利用とのバランス

法的安定性の確保や著作権者等との協議を通じた円滑な利用を促す観点から、利用期間に上限を設けるとともに、権利者等からの申し出後ただちに利用を停止するのではなく、申し出から利用停止までの一定期間を確保することは、権利者と利用者との間のバランスが考慮されていて好ましいと考える。

また、違法利用や濫用的な利用等の抑止の観点から、時限的な利用の最終的な決定やその取消しは文化庁長官の行政処分によるところとしたことも、権利者と利用者との間のバランスが考慮されていて好ましいと考える。【日本弁理士会】

○ 「簡素で一元的な仕組み」は、権利者の許諾権を一定の範囲で喪失させ、又は制約するものにほかならないため、必要最小限の手当てにとどまるよう謙抑的に制度設計及び運用の検討を進めていただきたいと存じます。【一般社団法人日本音楽著作権協会】

○ 令和3年の文部科学大臣諮問「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」の背景として、コンテンツのデジタル化、インターネット等を経由することによるボーダーレス化、グローバル化の進展に加え、今後の「メタバース」におけるコンテンツ利用に期待する動きがあげられておりますが、本報告書（案）の通り、簡素で一元的な権利処理のための新制度のための法改正がなされたとしても、あくまで日本の著作権法が適用される領域においてのみ有効なものであり、たとえば海外も対象となるようなインターネット上のサービス等にコンテンツを利用する場合には通常の著作物の利用許諾が必要となります。ビジネスソフト、ゲームソフト会社にはグローバルに事業展開している企業も少なくなく、新制度と国際条約や他国法制との関連に懸念を示しており、その点について、新制度利用者に周知を徹底することを要望いたします。

また、今回の簡素で一元的な権利処理方策と対価還元のための新制度創設は、権利者にとって大きな不利益をもたらす可能性もあるところ、今期法制度小委員会には有識者のみによって構成され、権利者や利用者などの当事者が含まれておりません。これでは、各種懸念や反対意見に具体的に配慮がなされないまま、新制度実現ありきで盲進する恐れがあります。今後、具体的運用等を検討する際には、バランスの取れた構成の場において、慎重かつ多面的な議論がなされることを要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

○ 当協会としては裁定制度の円滑化ができる窓口ができることには特段の問題はないと

考えるが、これまでこの議論は、「連絡先が判明している利用者に連絡をしても一定期間返答がない場合にも暫定的利用を認める」(報告書(案)P6 丸4-2) というものであり、権利者からみると、財産権である許諾権を侵害するおそれのあるものである。よって、この暫定的利用については、当協会は強く反対する。【一般社団法人日本映像ソフト協会】

○ 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元（以下「新制度」といいます）

オーディオビジュアル作品の製作者を含むクリエイターに対して著作権法上認められる権利については、国際的規範およびグローバルなベストプラクティスに準拠した狭義の制限および例外のみが適用され、自由に行使されるべきであると、謹んで意見を表明させていただきます。特に、いかなる制限や例外も、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）、ベルヌ条約および著作権に関する世界知的所有権機関条約（WIPO 著作権条約）（日本はそのすべての当事国です）に謳われているスリーステップ・テストに厳格に従う必要があります。したがって、法律で認められた知的財産権を行使する自由を侵害する法律や規制を設けることで、権利者に利用許諾の義務を課そうとする政府の取り組みには、国際的な法律の観点からかなりの限界があると思料いたします。

JIMCA のメンバーは、新制度について、引き続き次のような懸念を抱いています。

- i . 我々は、オーディオビジュアル分野には新制度の実施を必要とするような市場の機能不全は存在しないと確信しています。そのため、新制度が導入される場合、オーディオビジュアル作品は明示的に除外されるべきと考えます。
- ii. 新制度は、EU のデジタル単一市場における著作権指令（DSM 著作権指令）に定義される拡大集中許諾制度（ECL）から着想を得たものと拝察しますが、市場の機能不全がどこに見られるのか不明であり、いずれにしても、EU DSM 著作権指令第 12 条第 3 項に規定されている保護措置が含まれていません（注 1）。
- iii. 報告書の概説を拝見し、新制度の対象となる著作物が明確でないこと、「窓口」となる団体が不明瞭であること、著作物の一元的なデータベースの構築・整備に関する提案には問題点があることに懸念を抱いています。
- iv. クリエイターが著作権に基づく権利を利用する自由を十分に享受するために、提案されている新制度から「オプトアウト」し、意思表示を登録するよう義務付けられることは、本質的に著作権に対する「オプトイン」を必要とするものであり、権利の享受はいかなる手続きをも必要とするものであってはならないと規定するベルヌ条約第 5 条 2 項（注 2）に違反します。

以下に詳細なコメントを記載いたします。（※事務局注：全体及び各論に記載）

(注 1) EU DSM 著作権指令の第 12 条 3 項には以下のように記載されています。「第 1 項の目的のために、加盟国は、以下の保護措置を規定しなければならない。(a) 集中管理団体は、その委託に基づき、一方で、関連する著作物または他の保護対象物の種類について権利者を、かつ、他方で、関連する加盟国においてライセンスの対象となる権利を、十分に代表すること；(b) ライセンスの条件を含め、すべての権利者に公平な取り扱いを保証すること；(c) 集中管理団体にライセンスを付与することを承諾していない権利者が、その著作物または他の保護対象物を、本条に従って創設されたライセンス付与手続きから、いつでも、簡単にかつ効果的な方法で、除外できること；および、(d) ライセ

ンスの下で著作物または他の保護対象物が利用される前の合理的な期間、著作物または他の保護対象物をライセンスするための集中管理団体の能力、本条に基づき付与されるライセンス、および(c)にいう権利者が利用可能な選択肢について、権利者に情報を与えるため、適切な公表措置が実施されること。公表措置は、各権利者に個別に通知する必要はないが、効果的でなければならない。」

(注2) これらの権利の享受および行使は、いかなる方式の履行をも要しない。その享受および行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがって、保護の範囲および著作物の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。【日本国際映画著作権協会】

○ 新制度の必要性が不明確であり、いずれにしても EU の DSM 著作権指令で規定される必要な保護措置を備えていないこと

文化庁が、利用者に対する許諾の容易性を目標としつつも、クリエイターの権利を尊重していること、および新制度が既に確立している自主的な許諾に基づく商取引（専門家間および一般利用者の利益のための商取引を含む）に悪影響を与えたりそれらを不当に妨害したりしてはならない、と認識しておられることについては心強く感じています。

したがって、文化庁のご認識どおり、新制度は、既に個別ライセンスが導入されている領域には展開されてはならないと考えます。

日本ではオーディオビジュアル作品の利用許諾や流通について、市場の機能不全がないことを私たちは確信しています。実際、オーディオビジュアル作品については、交渉による契約に基づく利用許諾や流通のモデルが確立されています。デジタル環境において、オーディオビジュアル作品の製作者は、既に広範なプラットフォームでそのコンテンツを利用者に直接許諾しています。

そのため、新制度がオーディオビジュアル作品を含むすべての著作物に適用される可能性があることについて、その必要性は明確ではないと考えます。新制度を導入する場合、オーディオビジュアル作品は明示的に除外されるべきと考えます。

新制度の特徴について言えば、新制度は EU の ECL から着想を得たものである点を指摘させていただきます（法制度小委員会報告書 10 頁脚注 4）。一般的に、著作権に関する国際的規範を遵守して ECL を実施するためには、ECL 制度の対象・範囲が明確かつ慎重に定義され、ECL からオプトアウトするための有効な手段が存在する必要があります。また、オプトアウトは、権利者の意欲が削がれるほど複雑で負担の大きいものであってはなりません。権利者による事前のオプトアウトがいつでも可能であり、オプトアウトの対象はレパートリー／カタログ全体を対象とする必要があります。

ECL の運用は、本質的に、権利者が自己の著作物を直接許諾する能力を制限するものであり、特にオーディオビジュアル作品との関連では、権利者が自己の著作物の利用に対して受け取る経済的リターンを減少させるという影響があります。集中管理団体の会員であるか否かにかかわらず、すべての権利者を確実に保護する措置が適切に実施されることが重要と考えます。

新制度は、ECL と類似しているにもかかわらず、適切な保護措置が講じられていない

め、オーディオビジュアル作品に関する資金調達、製作、流通について個々の権利行使に依存するオーディオビジュアル作品製作者にとって、正当な利益に対する不必要かつ不当な干渉として機能する可能性があります。さらに、新制度は、市場に悪影響を与え、権利者が有する排他的権利の通常の利用と競合することにより、新たな著作物の創作を阻害するような状況をもたらす可能性があります。【日本国際映画著作権協会】

○ 新システムの運用方法が明確でないこと

報告書では新制度は権利者の「意図」が不明確な場合のみ適用され、著作権者不明の場合は適用されず、既存の裁定制度が適用されるとされています。

これはどのような状況を想定しているのか、質問させていただきたく思います。新制度と裁定制度のどちらも適用可能な、重複した状況が考え得るためです。例えば、権利者に関する情報がない、または連絡先が不明の場合、新制度の適用対象となることが考えられますが、これはおそらく（裁定制度が適用される）権利者不明著作物にも該当します（報告書の6頁参照）。

新制度が適用されるもう一つの状況は、利用／条件に関する問い合わせに対し、権利者から回答がない場合とされています。これには、回答はないが、既に別のライセンスが存在するような状況も含まれるのでしょうか。市場の機能不全と思われる状況に対処するために、新制度が有用と考えられる実例があればご提示ください。

また、新制度がどのような著作物を対象とするのかについても、ある程度明確にさせていただきたいと思います。また市場の機能不全が証明されない限り、オーディオビジュアル作品を除外することを提案いたします。

窓口指定される可能性のある団体の種類についても明らかにしていただければと思います。報告書によると、窓口が集中管理団体であるのか、それともデータベースを管理する組織であるのかが明確ではありません。オーディオビジュアル作品の製作者は、以下に示す理由により、集中型データベースについて懸念を抱いています。また、オーディオビジュアル作品については、交渉による合意に基いてく確立された、利用許諾と流通のモデルが存在するため（すなわち、日本では、オーディオビジュアル作品の利用許諾について提案されている規模の権利集中管理を正当化するような、市場における機能不全が存在しないことから）、当協会のメンバーは個別ライセンスを強く希望し、オーディオビジュアル作品の権利の集中管理を支持していません。【日本国際映画著作権協会】

○ 「文化庁長官による指定等の関与を受けた窓口組織が受付や要件の確認、利用料の算出等の手続を担うこととし」とあるが、利用者が「文化庁長官による指定等の関与を受けた窓口組織」に対し、3点の整備をしていただきたい。

- (1) 利用者が、当該手続をする場合、文書およびインターネット上の両面で当該手続ができるように整備していただきたい。
- (2) 利用者から委任を受けた代理人が、当該手続をする場合を想定しているのか判然とせず、当該代理人が当該手続をすることも想定した形での整備をしていただきたい。
- (3) 利用者から委任を受けた代理人が、当該手続をする場合には、行政書士が本手続の代理をすることが想定されることから、本制度を実際に運用される場合には、説明書の

なかに、行政書士以外のものが、他人からの依頼を受け報酬を得て、本手続の書類作成をすることはできないため、ご留意していただくことを明記していただきたい。【個人】

- 「その違法利用や濫用的な利用等の抑止の観点から、手続の簡便・迅速さには留意した上で、時限的な利用の最終的な決定やその取消しは文化庁長官の行政処分による」とあるが、次の2点の整備をしていただきたい。
 - (1) 説明を拝見している限り、利用者から委任を受けた代理人が、当該手続をする場合を想定しているのか判然とせず、当該代理人が、当該手続をすることも想定した形での整備をしていただきたい。
 - (2) 利用者から委任を受けた代理人が、当該手続をする場合には、弁護士以外には、特定行政書士だけが本手続の代理をすることが想定されることから、本制度を実際に運用される場合には、説明書のなかに、弁護士、特定行政書士以外のものが、他人からの依頼を受け報酬を得て、本手続をすることばできないため、ご留意していただくことを明記していただきたい。【個人】

- 今後、著作権法改正に向けて、国会提案する前に、著作権の業界団体のうち、著作権等管理事業団体に対する意見聴取だけでなく、利用者側の立場に立つ団体、たとえば、日本行政書士会連合会等の団体に対しても、意見聴取するようご留意していただきたい。【個人】

- 著作権を一元管理するのはいいと思うが、JASRACのような組織にはならないように、文化庁で調査・管理・指導できるようにしてほしい。また権利者の権利も大事だが、文化が衰退するおそれのある管理の仕方はしないでほしい。【個人】

- この新たな制度は、著作権者の合意なく著作物を利用させるもので、著作権法の原則を覆す制度であるから、法律にきちんと著作権者の権利を不当に害してはならないと書くべきである。【個人】

- 簡素で一元的な権利処理方策（以下「本方策」という）に対する意見
 - ・本方策は国際条約に違反する可能性が高いのではないか
 - (1) TRIPS協定第13条は、「加盟国は、排他的権利の制限又は例外を著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。」と規定するところ、本方策は、オプトアウトの意思表示がなされない限り利用分野を無限定に著作物の利用が可能となること、また翻案利用をも可能としていることから、「特別な場合に限定」しているものではなく、TRIPS協定に違反すると考える。
 - (2) 報告書でEUの拡大集中許諾制度（以下「ECL」という）との比較をしているが、当該制度の範囲を誇張しており、本方策は、他のEU諸国とは比較にならないほど権利者に重大な不利益をもたらす制度となっている。EUのデジタル単一市場指令（以下「指令」という）第12条第2項は、「加盟国は、関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライ

センス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合、明確に定められる使用分野においてのみ、第1項にいうライセンス付与手続きが適用されることを保証し、かつ、当該ライセンス付与手続きが、権利者の正当な利益を保護することを保証しなければならない」と規定するとおり、CMOが、当該団体に対し権利を委託していない著作権者について当該団体が代表すると推定する仕組みを構築できるのは、「明確に定められる使用分野においてのみ。」可能となるとしている。しかしながら、本方策は、利用分野が特定されておらず、権利者に重大な不利益を及ぼし得る内容となっている。

(3) 欧州で導入されているECLの範囲は以下の事例のとおり、いずれも限定されている。その趣旨は、権利者の基本的人権を保護するためである。

(ア) スウェーデンでは、複数のECLがあるところ、使用分野を明示的に限定（例えば、教育、ラジオとテレビ、アーカイブと図書館）し、分野ごとに利用範囲が異なる。しかも、ECLは権利者の人格権に配慮していることから、利用者に対し翻案権や二次的著作物を作成する権利は付与しておらず、複製権や上演権のみを与えている。さらに、利用態様を限定（例えば、企業内でのプレゼン利用に限定するなど）している場合もある。そして、ラジオとテレビが作品を再放送する場合を除き、使用分野が限定されていてかつオプトアウトができるようになっている。

(イ) 文化遺産機関によるアウトオブコマースの著作物（以下「OOC」という）の利用は、指令第8条で定めるとおり、ECLの対象外であり、しかも同条に基づくOOCの利用はECLよりさらに限定されている。これは、文化遺産機関のコレクション（絵画、彫刻、写真、地図など）の保存とデジタル化を目的とするためである。原則としてCMOから文化遺産機関のみに許諾され、非商業的な目的でのみ利用することが許される。【個人】

○ 私が90才になったときに、自身のコンテンツが「新しい権利処理の仕組み」で扱われた場合、どのように自身のコンテンツであると申し出ることができるのかが気になりました。私は高齢になったときにDX時代以降についていける自信がありません。個人のコンテンツを撮影した写真や動画等は権利者不明になりやすいと思うのですが、この仕組みで金銭が発生したとしても、高齢になった私は対応することが困難であると感じました。この仕組みが成立すると、クリエイターはより注意をしてコンテンツを管理し、作成、発表することが求められると感じました。【個人】

○ これは、新たな騒動の火種となりそうなので、この制度の実現は取りやめた方がよいと思われます。著作物を使用した商品は、物質としてもデータとしても、ずっと長く残りますから、著作権者に精神的なダメージを長く残すことになると思うから、です。【個人】

○ 『〔略〕権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにする。』

上記について、〔新しい権利処理〕に関しては決してNPOに中心業務を委託しないよう

に願いたい。仮に委託するとしても適正に区分けした範囲のもと二団体以上に委託してほしい。

要件としては二点。国を担う次世代が作品に存在した権利と過去を蔑ろにしてしまわないように、執行取り扱いを相互に監視・確認できるような体制と区分けを用意すること。そして、諸外国の要請にも応えられる管理体制福利厚生と相応の報酬、その環境に至るための教育課程や資格クリエイター本人と面識を持てるような枠組みを用意することを提案する。本気で国益に繋げる物として扱うならば、経済商流、経済倫理に関する資格、知識理解環境作成等に力を入れるように願う。日本クリエイターの制作物に触れて育った熱量を得た子供への力添えをし、工業製造における AEO 制度のようなビジョンを軸として設定して頂きたい。前提として、デジタルのデータ、それらを使った概念は無形の資産である、個人あるいは個人のコミュニティを囲い込むこと、当人と親族の意思を蔑ろにするよう仕向ける動き、民意に即しない不当な価値の操作、それらを容認する杜撰な取り組みを許さない仕組み構築をお願いします。【個人】

- 著作権者等の「意思」が確認できない著作物を対象にした法改正への真摯なお取り組みに感謝を申し上げます。ただし、このたびの委員会の報告案を拝見し新制度の利用に不安が拭えないのも正直なところでした。以下にコメントをさせていただきます。

新たな制度が実効性をもち、真の「コンテンツ創作の好循環」につながるかどうかは、(1)「分野横断権利情報データベース」がこれまでにないレベルの情報量を集約できるか、(2) さもなくば「文化庁長官による指定等の関与を受けた窓口組織」が事務的な窓口以上の機能と体制を備えることができるかのいずれかにかかっているように見えます。つまり、著作権者等の「意思」が確認できないことを明らかにするまでの利用者の負担が、(1) または (2) によって軽減されるのか、これまでの負担とあまり変わらないのかが、成否の鍵を握っているように思われます。

(1) が、集中管理団体や現存する会社などその気になれば調べられる情報を集めただけのレベルに収まるのであれば、利用者の作業負担は（利用者が、相応の利用料を支払う用意のある、プロの事業者であるならばなおさら）従来と変わらないものになりかねないのではないかと危惧します。(2) は、著作権者等の意思を「可能なかぎり」確認するという要件を満たす具体的な一線を示してくれるのか、あるいは PD か否か、アウトオブコマースか否かの判断を下してくれるのか、そもそもそのような判断を行うための機能を備えるために必要な法律の専門家を職員として擁しているのかが報告からは見えないため不安を感じます。

これらは、「使用料相当額分の利用料とは別途」必要になる「一定の手数料負担」が、現実的な金額に収まるのかという不安とも表裏一体の関係にあるため、十分な財源の確保も大きなポイントではないかとも考えます。

「著作権者等の「意思」が確認できないことを明らかにするまで」にかかる利用者の負担（費用的、時間的、労力的）が軽減されることを最も高い優先課題と位置付けていただきますよう、そして、それを実現するために必要な機能と体制を、なんとか実現していただきますよう心よりお願い申し上げます。【個人】

- 「また、分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにする。」とありますが、これに反対します。

現状画像生成 AI にて作者の許可なくイラストを学習データに含めた不正な AI がはびこっていますが、これを後押ししてしまう事になります。必ずオプトイン方式で個々に許可を得た作者のイラストのみ二次利用可能とするべきです。なぜならば本案では作者に利用の拒否を返答する必要がある、現在は利用していないアカウントでの投稿作品で通知に気づいていないなんらかの傷病で入院中であるなどの個々の返答できない作者の状況が十分に勘案されていません。その状況で二次利用を国が認めてしまうと作者の意向を大きく損ない、また二次利用による競合市場での作品が生まれる事で知らずに不利益を被る可能性があります。

また利用の条件は作者ごとに慎重に検討されるべき内容で、認められない報酬額で勝手に二次利用された場合の被害額も大きなものになります。何より一度国が二次利用にお墨付きを与えると広く出回り後から作者が気づいて二次利用の禁止を求めても既に出回ってしまった二次利用による作品を市場から消す事は非常に困難です。

以上によりオプトアウト方式と解釈できる本案はオプトイン方式に変更すべきです。

【個人】

- 「時限的な利用の最終的な決定やその取消しは文化庁長官の行政処分による」とあるが、著作権者は行政事件訴訟法に基づき、この行政処分の差止め請求権があると理解してよいか。著作権者による差止め請求権がないとすれば、この新制度はおかしい。【個人】

- **【意見】** 権利者と連絡が取れないゲームのプレイ実況配信が新制度の対象外となると、もったいないように思います。

【理由】 権利者と連絡が取れないゲームを利用したい場合の選択肢として、現行では裁定制度が存在します。裁定実績データベースによれば、複数の裁定実績がすでに存在します。ここで、著作権法67条1項の「相当な努力」の要件を具備するための手段として、CRICウェブサイトへの広告掲載があり、YouTube チャンネル等でのプレイ実況配信という利用態様が存在します。権利者と連絡が取れないゲームのプレイ実況配信は、一定期間経過したところで実況動画を能動的に削除する等も可能であるため、新制度が謳う「時限的な利用」にも適する利用態様であるように思います。また、ゲームの開発能力を有さない一般のユーザーであっても実況プレイ自体は可能であるため、利用者の潜在的な裾野も広いです。

また、報告書案 p 9 には、「裁定制度において、申請中利用まで1～2か月程度要していたケースがあるところ、相当程度の時間の短縮を図ること」という新制度の意義が謳われております。権利者と連絡が取れないゲームをプレイ実況配信という態様で利用したい場合、もし新制度を活用できれば、時間を短縮できて利用しやすくなるというメリットがあります。

ここで、パッケージ化されたゲームは、パッケージの裏面などに、無断複製等を禁止する旨の記載がある事が多いです。そう致しますと、報告書案の3.(2)(ア)(I)(ii)に記載の判断プロセスで「利用の可否や条件等が明示されている著作物」に該当するものとして、新制度の対象外と判断される可能性が高いように思います。

結果として、権利者と連絡が取れないゲームのプレイ実況配信について、新制度が有する上記のメリットを得ることができなくなるので、もったいないように思います。【一般社団法人ゲーム寄贈協会】

《各論に対する意見》

(「意思」の確認について)

○ 判断プロセス及び新制度の対象

新制度の要件、新制度における法的効果、及び新制度の流れが、具体的に示されており、制度設計イメージが国民にとって理解しやすいものとなっている。特に、「(ii)以下の判断プロセスによって著作者等の著作物の利用の可否や条件等に係る「意思」が確認できないこと」(p.6)は、判断プロセスが具体的であり、新制度の対象となる著作物及び新制度の対象外となる著作物の判断が容易になるものと理解する。

また、新制度は、著作物の利用の可否や条件に関する著作者等の「意思」が確認できない著作物等を対象としており、裁定制度よりも利用者等の負担軽減や時間短縮が図られることから、利用に結びついていない著作物等から新たな創作がなされ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を期待できる。【日本弁理士会】

○ 「著作権者等の著作物の利用の可否や条件等に係る「意思」が確認できないこと」の具体的な判断プロセスとして、「2利用の可否や条件等が明示されている著作物」について、権利者への個別の連絡を要せず新制度の対象外とすることには賛成いたします。

著作物の利用には、著作権者の許諾が必要なことから、あえて明示せずとも「利用の際は事前に許諾を得る」ことは当然であり、例えば、出版物においては、遡及効が及ぶ過去の出版物を含め、権利処理に関する文言が個々の著作物に付随して表記されていない場合でも、著作者名、発行元又は販売元の企業・法人の名称・連絡先が奥付等に表記されている場合は、原則として出版者を経由して事前に著作権者の許諾を得ることができます。新制度における「「意思」が確認できないこと」については、その文意の通り解釈されるべきであり、前述の例示においては、著作権者の「意思」が確認できることから、「2利用の可否や条件等が明示されている著作物」に該当し、新制度の対象外と整理されるものと考えます。

また、過去に公表された著作物を含む権利表記が困難もしくは不十分な著作物であったとしても、権利者のWEBサイト等に、包括的に権利者の意思を掲示することで「2利用の可否や条件等が明示されている著作物」における意思表示とする柔軟な運用ができることを望みます。

なお、4のプロセスの「返答(交渉の意向等を含む)」の有無については、利用の可否や交渉の意向を返答の内容としていなくとも、何らかの意思表示があれば、「返答」として

認めていただくこと、「一定期間」の要件についても、利用者と著作権者が置かれている状況の双方に配慮した柔軟な運用ができることを望みます。【株式会社 KADOKAWA】

○ ◎出版物の奥付＝意思表示

・「既に円滑に行われているビジネス上の許諾に基づく著作物利用への影響を最小限にする」とともに、『「意思」の確認』の判断については、著作権者の意思を尊重する観点から、その機会を十分に確保」(P11) という観点から、「表示の方法や表示場所について」例示されている中に、出版物「奥付」が含まれている (P12) ことに賛成します。出版物の奥付には、著者、書名、発行所、発行者の氏名・連絡先 (住所・電話番号・メールアドレス等)、印刷所、製本所、発行日、刷数、Copyright 表示等が記載されています。出版物を何らかの形で利用したい方は、この奥付を見て、発行所 (出版社) に問い合わせ、出版社は、作家の担当編集者を通じて打診するなど対応する、というやり取りが、長らく行われてきました。典型的には、部分転載、舞台化・映像化等の二次利用、文庫等の二次出版のケースなどです。奥付は、「問い合わせ窓口」としての機能を十全に果たしてきましたし、現在も果たしている実態を鑑みれば、奥付は、同一作品が複数出版社で次々出版される乱立を防いで信頼性を担保し、著者から独占出版を許可された証としても根付いています。【個人】

○ 当該コンテンツが掲載されているページに必ずしも SNS アカウント等が掲載されているとは限らないことから、ケースによってはハンドルネームを検索して、SNS アカウントやメールアドレス、他の連絡機能のあるプラットフォームの利用がないかといった調査も検討すべきである。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】

○ クリエイターが活動するプラットフォーム (SNS を含む。) の機能で連絡を試みても、詐欺的な連絡と誤解してしまう、その他の多数の連絡の中に紛れてしまう、自身に対する誹謗中傷を目にすることを避けるために連絡機能を見ないようにしている者もいる。また SNS によっては、相互フォローや交友関係にない者からの DM については、認識しにくいところにある。メールに関しても、迷惑メールに入ってしまったたり、不特定多数の者からの誹謗中傷を避けるためにメールアドレスを公にしないクリエイターもいる。プラットフォームの DM やメールアドレス宛に一度連絡さえすれば、それをもって、すべて、「連絡を試みた」と認定せず、実態を踏まえて、クリエイターが認識しやすい方法で「連絡を試みた」かを認定されたい。多数の連絡の中に紛れてしまう恐れがあることを踏まえれば、「連絡」については複数回行われるべきである。DM やメールアドレスなどが無い場合であっても、SNS を利用している場合には、コメントやメンションなどの活用も試みるべきである。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】

○ 利用者が、著作権者等の存在を知らずながら秘匿したり、あるいは著作権者等がオプトアウトしていることを知らずながら秘匿して、新しい権利処理の仕組みを不当に活用して著作物を利用し、著作権を侵害した場合には、通常の著作権侵害に該当するだけでなく、別途権利者の救済制度を設けることが必要と考えます。またその場合権利者にとって救済制度

を利用しやすい簡易な制度とすることを要望します。

また、「意思」の表示の方法や表示場所について、実態を踏まえた多様な方法、場所とすることとされており、法制度小委員会における関係者・団体等からのヒアリングにおける意見・内容が反映されたものであり賛同します。さらにゲーム会社ではない国内外の第三者の著作物について意思表示をどのように確認するかを検討を行うことと、ライセンサーからライセンシーの意思表示を代理して行うことも可能とするよう要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- 利用者から提出される（ア）（１）の要件に該当することを疎明する資料について、窓口組織が申請要件の確認を行うとされていますが、（２）3-2「著作権者等に係る情報がある場合」については、窓口組織からも当該著作権者等に再度連絡を試みることを要望します。著作権者等にとって、第三者からの無数のメール等の個々の問合せに対応することは非常に煩雑であり、対応しきれない可能性も想定されますので、窓口組織で統一されたメールアドレス等からの問合せを行うことに加え、メールで回答が得られない場合には、電話や書面（郵送）によるフォロー等、裁定制度より短期間ではあっても集中的に丁寧な確認を行うことにより著作権者等にとっての不測の事態（意図せずに本来第三者に許諾不可の自社の著作物を適法に利用されてしまう等）を避ける努力を行うことは必須と考えます。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- オプトアウトの方法について、「著作物単位や著作権者単位での主張を可能とするなど、柔軟な仕組みとする」方向については、オプトアウトを選択する権利者の応答負担を軽減するものとして賛同いたします。

しかしながら、権利者がその意思をウェブサイト等にて表明したとしても、新制度利用希望者から権利者に対する表明内容についての問い合わせが今以上に増加することは予想に難くありません。また、表明箇所（URL）についての質問も増加すると予想されます。いかなる内容の表示がある場合にオプトアウトされていると解釈すべきか、ウェブ上のどのような場所に表示ないしはリンクが置かれるべきかを権利者・新制度利用者双方に明確にすべく、オプトアウトに係る文面や表示箇所を具体的に例示いただくとともに、併せて新制度利用希望者へ周知徹底することを求めます。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- ア「意思の表示」の有無については、権利者にとって予見可能性の低い不意討ちのような事態を回避する観点から、慎重な検討と周知の徹底が必要不可欠であると考えます。

イ「連絡を試みても返答がない場合」を「意思の表示がされていないもの」として取り扱うことについては、以下のような重大な懸念があるため、反対いたします。

一人の権利者に対して多数の問合せが殺到した場合、返答すること自体が権利者にとって多大な負担となる。そのため、返答しないことをもって拒絶の意思表示としている実態があるものと推測される。

権利者が個人なのか法人なのか任意団体（バンド等のグループを含む。）なのか、国内に所在しているのか国外に所在しているのか等によって、返答に要する期間はまちまちで

あり、どの程度の期間をもって「返答がない」と判断してよいかの線引きが困難である。

【一般社団法人日本音楽著作権協会】

- 新聞社の写真が記事や社名と切り離され、無許諾でコピーされて、ブログやSNSにアップロードまたは転載されるという侵害は日常的に起きている。こうした写真について権利者の新聞社を確認することはかなり困難になる。新聞の写真だと分からなければ、当該新聞社の「許諾を求める意思」が読み取られることは不可能だと言っている。

さらに「新聞の記事、写真の利用には許諾がいる」ことがすべての利用者にとって自明とは言い難い。権利者情報や連絡先等を容易に知り得る新聞の記事、写真は本来、「新たな権利処理」の対象にはならないので、窓口組織は、データベースでの探索によって権利者の新聞社を特定した場合、利用者に許諾手続きの必要性を説明し、当該新聞社や著作権集中管理団体の窓口を案内するべきだ。報告書からはそうした手順が明確に読み取れない。制度化にあたっては、誤解や知識不足に基づく無許諾利用が起きないように備えてもらいたい。【一般社団法人日本新聞協会】

- 現状が抱える問題点についての意見

分野横断型DBの構築が出来ても、権利者名が判明しなければ検索することは出来ない。そのためには、ネットや雑誌・書籍で用いられる美術や写真について、その直近への著作者名の表示や、著作者名を一覧できるコードを奥付に付けるなど、利用者が簡単に著作者名を知る事が出来るようにしなければならない。その観点から、そのような表示が広く行われるよう、省庁から出版社や媒体に強く働きかけていただきたい。このことは、もはや権利擁護の意味だけではなく、著作物を簡便に利用したいという社会的要請でもあり、将来的に著作者不明著作物を少なくするためにも必須である。

また、この制度は、権利者団体が自らDBを窓口組織に提供するのが前提で、権利者自らが分野横断権利情報データベースに登録したり、オプトアウトの意思表示をしたりすることが望まれるものである。しかし、団体に属さない事を信条とする画家や、公益性より共益性を重視する権利者団体の思考はむしろ「個人情報開示には慎重」である。それ故、制度実施までに十分な周知期間をとり、文化庁側で広報に努め、一元的管理を皆で成し遂げようという気運の造成に努めることが大切である。【一般社団法人日本美術著作権連合】

- オプトアウトの方法について、「著作物単位や著作権者単位での主張を可能とするなど、柔軟な仕組みとすることとする」（報告書案（P.12））に賛成します。【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 「オプトアウト」を行い窓口組織にオプトアウトを登録しなければならないという要件は、ベルヌ条約第5条2項に違反する「手続きの要求」であること

新制度案でいう「オプトアウト」については、拒絶の「意思」を明確に表明することが必要とされています（報告書11頁）。これは基本的に手続きを必要とするものであり、著作権保護を完全に享受するために「オプトイン」しなければならないことを意味します。

著作権の帰属の推定に基づき、オーディオビジュアル作品に著作権表示および「All

rights reserved.」の表示とともに製作者の名前を表示することは、新制度案の対象に該当しないことを示す十分かつ明確な意思表示を構成するはずであり、これは日本における現在の市場慣行と整合しています。それ以上の意思表示を要件とすることは、ベルヌ条約第5条2項の違反とされる手続きの要求と考えられます。

私たちは、新制度が、著作権保護に「オプトイン」しない権利者について、本質的に第二階層の権利者を作り出すものであることを指摘させていただきます。オプトインが行われない著作物については期限付きで利用が認められ、権利者が歩み寄った場合、権利者は「利用者による著作物の利用形態に応じた業界等における一般的な使用料等の相場を踏まえ、利用に係る権利者の経済的損失の補填となるもの」「使用料相当額」（報告書14頁）のみを受け取るようになります。この利用料については、損害賠償請求の可能性は考慮されていないようです。このように、新制度の下では、権利者が定められた手続きをとらない場合、そのことのみを理由として、著作物から利益を得ることのできる期間は事実上短くなり、その金額も事実上少なくなると言えます。

さらに、私たちは、新制度の下での著作物の期限付き利用許諾は標準的なライセンスと比較して権利者に不当な害を与えるものではない、という文化庁の見解に懸念を抱いています。私たちは、この結論に同意いたしません。権利者から利用許諾を得ることなく著作物を利用することは、たとえ限られた期間であっても、著作権を侵害し、契約の自由を侵害するものだと考えます。この「期間付き」のライセンスは、権利者と他の当事者との間で既に存在する商業上の取り決めに悪影響を与え、そのような商業上の取り決めにおける既存条件に権利者が違反するような事態に発展する可能性があります。実際のところ、多くの著作物が最大の価値を発揮するのは、限られた期間のみであって、多くのライセンスには、限られた期間のみ許可された利用を認める条件が設定されています。上記例外（著作物の期限付き利用許諾）は明らかにスリーステップ・テストに違反するものであり、したがって、日本の国際的義務に反するものです。【日本国際映画著作権協会】

○ 利用の可否や条件等に係る表示内容

安易な禁止表示により、利用が妨げられることを防止するため、法律施行後の著作物には表示内容に権利者情報を含めるべきと考える。【国公立大学図書館協力委員会】

○ まず利用について権利者の意思表示があるならこの制度の対象外となる、この意思表示はどの程度のもを指しますか。

仮に過去に定型文で禁無断複製と印刷があった程度で意思表示ありとされるなら、たとえ連絡先不明でも対象外となってしまうと思います。逆もまた然りです。

製作者の意志が十分に反映できるよう、聞き取りや広報を積極的に行ってほしいです。

【個人】

○ 「一定期間返答がない」場合は新制度の対象となるものとされているが、この「一定期間」とは具体的にどの程度の期間を想定しているのか。著作権者の意思確認プロセスは新制度の利用者自身が行うこととなっているため、具体的な基準（日数）を明示する必要があると思料【個人】

- たまたま複製禁止・転載禁止などの記載があっても、新しい制度の対象外とすべきではありません。除外対象が広がるほど、制度の価値が低くなります。【個人】
- 1. 画像生成 AI において、著作権者の意志や確認がなく、無断転載サイトから画像を勝手に収集して学習している現状を見るに、「意思表示なしまたは連絡が取れない」状況を意図的に作り上げる抜け道はあると考える。
 - 2. イラストレーター等はアマチュアや個人事業主が大半であり、著作物を不当に利用されても気づかない場合が多く、このようになケースに個人で対応できるとは思えない。また、画像生成 AI 等の AI 技術にかぎらず IT 技術は、使用するデータ元を隠す傾向が強くなっている。不当に使用された場合、どのようにして著作権者が気づくことができるか、その仕組みはないのか。著作権者ではない人間が、著作権者を装うことも可能である。いくなればシャインマスクットの苗木が海外に流出するかのような状況が誕生するのではないかと懸念する。
 - 3. 画像生成 AI による学習が野放しになっている状況において、このような案が現在でてきているが、最大限新制度が悪用されることも考慮して頂きたい。違法複製等により権利者以外から利用するなどの危険性は十分にありえる。
 - 4. 著作権者に係る情報がない・連絡不能な著作物は、正当な権利者のいない違法複製物である可能性が高いと思われる。画像生成 AI の多くが正当な権利者の認知しない無断転載サイトから学習し、違法コピーが多く含まれている。違法コピーを利用していただあい、どのように対応するのか【個人】
- これは例えば著作物を無断で i2i にかけて違法作品はどうなるのか気になりました。図 1 には記載はありませんでしたが類似画像検索機能等を搭載し、それで判明するものでしょうか？現状の AI 生成画像はウォーターマークを消したり、他人の著作物のコピーを生成出来てしまう以上、今まで以上に簡単に悪用は出来てしまいます。その点は十分考慮と対策をしたうえでの判断にされたほうがよいと思われます。

また無断で AI に学習されることに対してクリエイター側から問題だとの声もあがっております。私もその一人です。AI 学習を拒否することはこの法案で可能なのでしょうか？また利用料に関してもどれくらいの規模になるのか、金額が明示された後に拒否をすることは可能なのか？その点も十分検討していただければと思います。【個人】
- ここでの「クリエイター」の定義が気になりました。日常の中で描いた絵を SNS へ投稿する未成年は「クリエイター」に含まれるのかが分かりませんでした。含まれる場合、“クリエイターの一部” と言うには“著作物の利用可否に係る「意思」を表示する慣行がない者”の比率が多いように私は感じました。コンテンツを作る人は全て「クリエイター」だと私は認識していましたが、ここでの「クリエイター」は定義が異なるのかが気になりました。【個人】

(アウトオブコマースについて)

- ◎アウトオブコマースも著作物であることに変わりなし

過去に刊行され、現在アウトオブコマースになっている出版物に関しては (P12)、一時的に市場で在庫切れであるだけでいずれ重版され品切れ状態が解消されるサイクルを繰り返すのが、長く売られる出版物の一般的な姿であることを踏まえると、アウトオブコマースなのかどうかの判定は極めて困難です。

アウトオブコマースであっても、著作権が消滅したわけではなく、また、復刊されて話題作になることは珍しくありません。こうしたケースでは、出版社が、アウトオブコマース出版物の奥付を見て原出版社に連絡を取り、著作権者の許諾を得て復刊に至ったと思われます。アウトオブコマースにおいても、新制度の対象からは除外し、奥付を「問い合わせ窓口」として機能させることが最も現実的と考えます。【個人】

- 一部意見が出されている、いわゆる「アウトオブコマース」作品の扱いに関しては、これらのものを包括的に新制度の対象とすることについては既存ビジネスとの競合が生じる可能性があり賛成できません。

出版物の場合、「品切れ重版未定」という状態で一時的に市場での入手ができなくなっているものがありますが、これらの多くは、機会を見て重版することを想定しており、当然のことながら、その著作物については出版社が連絡を保ち権利処理の窓口としての機能を保持しています。したがって、二次使用の申し出に対しても、十分に対処することが可能であると考えます。反対に、このような書籍が新制度の対象となって広く利用されてしまうことによって、将来の重版の機会が失われ、権利者の利益を損ねることにもなりかねません。また、上記の通り、そもそもアウトオブコマースであるか否かは一見して判断することのできないものが大多数であり、運用面からみても現実的ではないと考えます。

【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】

- アウトオブコマースについては実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とするとされていますが、「市場に流通していない」との判断は、コンテンツによって業界慣習も異なる等非常に難しいものであり、例えばゲームソフトに関しては、販売中止後長期間が経過していても、新作タイトルとして旧作 IP が復活することは業界として通常のことです。すべてのコンテンツについて一律の定義を設けてアウトオブコマースと判断し、新制度の対象とするのは妥当でなく、慎重な検討を要すると考えます。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- アウトオブコマースについては実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とするとされていますが、前述いたしました通り、「市場に流通していない」との判断は、コンテンツによって業界慣習も異なる等非常に難しいものであり、すべてのコンテンツに一律の定義等設けることは妥当でなく、慎重な検討を要すると考えます。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

○ 現在市場に流通していない（アウトオブコマース）著作物の扱いは今後の検討課題とされているが、特に紙の出版物についてはアウトオブコマースの事例（例えば、出版社や流通在庫の有無）を明確にしないと、出版権者の恣意的な解釈によって活用が妨げられかねない懸念がある。この点について流通の実態をふまえた検討を期待したい。【国公立大学図書館協力委員会】

○ アウトオブコマース作品の意思表示の現実的な認定（6頁ほか）：

過去の時点で「禁無断複製」などの定型表示があるだけで、意思表示ありとして制度の対象外とする案には強く反対する。そうした定型表示があるだけで制度の対象外となつては、過去の膨大な作品は、はるか以前にアウトオブコマース（市場に流通しておらず利用することができないもの）となつた作品を含めて大半が本制度の恩恵に浴しないことになり、作品の散逸・忘却を防ぐことは全くできない。かかる定型表示は通常、商用流通中の商品をそれと抵触する無断利用から守るための注意表記であり、作品が絶版その他で入手困難となつた場合の創作者の意思を正確に表示しているとは考え難い。

EUでも少なくない国々で、アウトオブコマース作品が「権利処理の困難さ」故に本制度のような拡大効果のある集中許諾の対象とされてきたことに加え、デジタル単一市場著作権指令では、報告書案の脚注4で言及される第12条とは別に、第8条～第11条において、アウトオブコマース作品の利用についての拡大集中許諾制度と権利制限の導入を加盟国に求めている。これらにも鑑み、少なくともアウトオブコマース作品については、定型表示を意思表示ありの根拠とはしないことを強く求めたい。【デジタルアーカイブ学会】

○ 新制度利用の要件のうち(I)(ii)において、利用の可否や条件等が明示されている著作物は新制度の対象外とされる一方、アウトオブコマースについては過去に公表された「複製禁止・転載禁止」の記載のみをもって判断すべきか否か今後の検討課題とするとされている。しかしながら新制度創設の趣旨を踏まえると、これは先送りして良い問題ではなく、令和5年通常国会に提出予定の著作権法改正案に反映させられるよう検討を急ぐべきであると思料【個人】

○ 私は著作物がある著作権者であり、かつ、相続により承継した著作権者でもあるが、一度公表された著作物はできるだけ広く利用の道を開くべきと考える。よって、アウトオブコマースについては、過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」の記載のみをもって判断すべきではない、に賛成する。慣例としても、たとえばWW2の戦記等では、出版してしまい、申し出によって社会通念上相当の印税を支払う旨を表示する等があったが、これにより著作者の権利を妨げずに著作物の利用ができたと思料する。【個人】

（翻案等を伴う利用等について）

○ 翻案等を伴う利用の必要性は高いと考えられるため、新制度の利用を可能とすることが適当である。ただし、関係者ヒアリング等においては、濫用的な利用や著作権者の意向に沿わない利用に係る懸念が示されており、実際の運用において留意する必要がある。【一

- 翻案等を伴う利用の必要性は高く、新制度の利用を可能とするとされておりますが、報告書（案）にも記載されている通り、濫用的な利用や著作権者の意向に沿わない利用に係る懸念は大きく、たとえばゲームの場合、自社ゲームのキャラクターを用いて類似ゲームを制作される、わいせつなものに利用されるなど、どのような利用も可能となるような誤解を与えかねないことを懸念しています。新制度における著作権者人格権への配慮や著作権者の意に反するような利用を抑止できるような運用を要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】
- 利用者が原作のまま利用するとは限らない。例えば、著作物に含まれる表現の一部が、かつては問題視されなかったが現在では差別的表現に当たる場合、当該表現部分をやむを得ず改変しなければならないこともあるが、やむを得ない改変であるか否かの判断が難しいと、利用が躊躇されてしまう。そこで、「著作権者人格権への配慮」及び「翻案等を伴う利用の必要性」（p. 13）については、これから起こり得る問題を想定し、ガイドラインの作成の検討を期待する。【日本弁理士会】
- 「一定期間返答がない」場合は新制度の対象となるものとされているが、この「一定期間」とは具体的にどの程度の期間を想定しているのか。著作権者の意思確認プロセスは新制度の利用者自身が行うこととなっているため、具体的な基準（日数）を明示する必要があると思料【個人】
- 「音楽の著作物」においては、作品の性質によっては、いわゆる「楽譜」といった、音楽の実演もしくは録音において利用者が参照できる資料・複製物が実質的に存在しないものもあり、現実的に実演や録音を行うために、音楽作品に改変、変更、翻案（編曲）を加えざるをえない、ということがあります。

一方、著作権法第69条では既に「著作権者と協議不調の場合の商業用レコードへの録音等の裁定」として、条件を満たせば、音楽作品の商業用レコードへの利用が著作権者の意志に関わらず許諾できることが規定され独占利用を禁止しているにも関わらず、上記のような改変、変更、翻案（編曲）にかかわる規定が存在しないため、現実的に有効な条文となっていません。実演にも権利が認められているのは、実演家をもたらす創造性・創造性によると考えられていますが、著作権者が、実演もしくは録音における創造性・創造性に対し、脅迫的に改変、変更、翻案（編曲）と主張し、訴訟を暗示することで、裁定利用さえも防ぐことは可能だからです。

（案）では、「裁定制度では翻案等の利用も可能となっているが」とありますが、ある種の音楽に関して、そもそも翻案権が主張される可能性を排除しきれず現実的な利用の道がない、という現状があります。

第69条のような強制許諾制度を持つ海外の著作権法に目をやると、米国著作権法では、第115条（a）（2）において、[[編曲？強制使用許諾は、その対象となる実演の様式または解釈の仕方に適合させるために必要な限度で著作物を編曲する特権を含む。ただし、

著作権者の明示的な同意がなければ、かかる編曲は、著作物の基本的な旋律または根本的な性格を変更してはならず、また、本編に基づき二次的著作物として保護されない]]と、翻案（編曲）利用を明示的に許可することで制度を有効化しています。他にも、イスラエル著作権法第32条(a)(2)では、音楽に対して[[（録音）複製への適合に必要な変更、または、複製の製作に必要な変更]]を行ってよい旨が明示されており、音楽の著作物の利用に対する現実的な案が示されています。

一般論としての「編曲」と著作権法における「編曲」は異なるわけですが、翻案・編曲にならざるをえないということが特に実演を伴う著作利用において現実的にある以上、新制度および裁定制度における著作物利用に関しては、翻案（もしくは変更・改変）に関しても有効で柔軟な規定を設けることが、より良いコンテンツの発展・利用に不可欠です。

本来、著作物に財産権が与えられているのは、著作権法第1条にあるように「文化の発展に寄与することを目的」としているわけですから、(案)にあるような「著作権者の意向に沿わない」ということを理由として翻案利用規定に不必要な制限を設けるべきではありません。著作権者による排他的利用が文化の発展に寄与しないのであれば、これを認めるべきではありません。【個人】

（二次的著作物について）

○ ◎二次的著作物には原著作権者の許諾がマスト

二次利用＝出版物の映像化において、脚本やキャストを巡って、原著作権者と映像会社がトラブルになるケースが珍しくないことから、二次的著作物の利用においては、「原著作物の著作権者に許諾をとる」(p11) ことに賛成します。【個人】

○ 複数の権利者で構成されるコンテンツの場合、外からはコンテンツの権利関係が分かりにくいという問題がある。特に二次的著作物の場合、二次的著作物の作者のみならず原著作物までの複数の権利者の許諾が必要になってくる。二次的著作物について新制度を活用する場合には、原著作物についても確認がなされているか、窓口組織において、十分確認されたい。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】

○ 二次的著作物について、その利用形態・利用場面のみで判断するのではなく、その著作物自体や原著作物の利用に係る「意思」を可能な限り確認することが必要とされておりますが、この点は新制度の運用において非常に重要な点と考えます。二次的著作物については、原著作物に許諾を得ずに制作・頒布され、原著作物があることを関知していないものも多く存在するため、窓口組織において二次的著作物であるかどうか適切に判断することが肝要です。利用者が利用しようとする著作物が二次的著作物であるかどうか、或いは利用者が「可能な限り確認」したか否か客観的に判断できるかについては疑問の残るところであり、二次的著作物ではないと判断された場合はもとより、利用者が「可能な限り確認しても原著作物があることが判明しない場合」にまでに、当該著作物の原著作権者に許諾を得ずに新たな権利処理制度の適用によって「適法に」利用可能とされることは、原著作権者にとって到底納得のいくものではありません。窓口組織においてはインターネット上の検索等活用すると想定されますが、その探索方法については権利者、関係者からのヒア

リングを行う等、制度設計について十分な検討を行い、二次的著作物について、誤って利用可能とされないようにしていただけるよう要望します。また、第8回法制度小委員会報告書（案）では、二次的著作物について「可能な限り確認しても原著物があることが判明しない場合については、利用される著作物の利用について新制度による申請を行うことで、当該著作物の適法な利用が可能となる」といった方向性が新たに明示されています。しかしながら、利用者が「可能な限り確認」したか否かは主観的なものでしかなく、原著物の有無やその確認を客観的に判断可能な仕組みの構築がなされないまま、このような場合にまで原著物を「適法」に利用可能とする方向性は、制度を悪用した原著物の不当な利用を誘引しかねないものであり、賛同できません。

さらに、二次的著作物が本制度下で利用可能となった場合であっても、原則としては原著物については別途利用許諾が必要であり、権原なき原著物の利用はあくまでも違法となり得る点につきまして、（原著物についても自動的に利用可能になるといった誤解を生じさせないためにも）本制度の施行にあたって周知徹底することを要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- 新制度導入による意義として、裁定制度より相当程度の時間の短縮を図ることとされていますが、申請された著作物が二次的著作物である可能性がある場合の確認には、通常の著作物の申請確認よりも当然のことながら時間がかかると想定されます。利用までの時間を短縮することを優先するあまり、申請された著作物が二次的著作物であることの確認が十分に行われない事態を招かぬよう、利用までの期間については柔軟に対応することを要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

（使用料相当額に当たる利用料について）

- 意見の趣旨：利用料の基準設定に当たっては、権利者団体と利用者団体の意見を聞いて、幅広い分野の様々な利用形態ごとに適切かつ明確な利用料の基準を設けることが望まれる。
意見の理由：時限的利用の利用料は、著作権者等の経済的損失を補填できるものであると同時に、窓口組織において迅速に決定され得るものでなければならない。そのためには、権利者団体と利用者団体双方の意見を聞いた上で、できる限り幅広い分野を対象として、様々な利用形態ごとに適切かつ明確な利用料の基準を設定することが望まれる。【日本弁護士連合会（同趣旨の意見が個人よりあった）】
- 申請に係る利用料の算出に際して「文化庁長官による一定の関与を設けた基準等によりなるべく機械的な算出ができるようにする」点（p.8）については、個別具体的な算出のために工数を掛けるよりも費用対効果が上がるため、好ましいと考える。【日本弁理士会】
- 音楽以外の分野では、コンテンツそのものや利用方法によって値付けや相場感が異なるため、各分野の特性を考慮し、各分野の有識者、クリエイターを含む権利者から十分なヒアリングを行い、その意見を反映することが必要である。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】

- 「新たな権利処理」で利用者が窓口組織に支払う利用料相当額については報告書案で「文化庁長官の一定の関与を設けた基準により算出」と記されている。しかし、現行の利用料金は、複製・ウェブ・書籍などの利用形態によって細かく分かれている場合が多い。そうした事情を反映した相当額が設定できるのか不安が残る。既存ビジネスに影響を与えないよう、適切な金額とすることを求める。【一般社団法人日本新聞協会】

- 商品そのものではなく、たとえば、著作物が宣伝広告などに利用されたり、宗教の勧誘や選挙運動など単純な営利活動ではない場面で利用されたり、利用料の算定が商品単価などからは算定しづらい場合も予想されます。利用料については、関係団体等からヒアリングを行い、実情に即した合理的な算定基準を設けるとともに、利用料の算定が困難である場合の想定も必要と考えます。

また、新制度に著作物を利用された著作権者が利用料を受け取る場合には、その者が当該著作物の権利者であることの確認を行う際に、原著作権者等の有無もあわせて確認し、それらが存在する場合には利用料を分配、返還することを窓口組織が厳格に行うことを要望します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- 使用料相当額が現実的水準であること（5頁ほか）：

本制度の主要な利用者であることが想定される多くの非営利のデジタルアーカイブ活動においては、膨大な作品について通常の商用利用に近い使用料相当額を支払うことは全く現実的ではなく、単にアーカイブ化され得ず散逸・忘却される作品を増やす結果にしかならない。かつ、権利者不明・連絡先不明・連絡困難などの場合、仮に使用料が支払われても本来の権利者が出現する可能性は、過去の裁定制度の経験から決して高くないことが予想される。

そのことや権利者の希望があれば使用は随時停止されることにも鑑み、少なくとも現在市場で流通していない作品の使用料相当額は、非営利の現場において負担可能な程度に十分低廉とされ、また公益性が特に高い利用分野においては免除されることを検討されたい。
【デジタルアーカイブ学会】

- 1. 新制度による利用について、一般的な許諾による利用とは権利者の不利益の程度に特段の差異が生じないことから、低廉な利用料になることは想定されないとされているが、本ケースにおいては民間によるアーカイブ活動や個人の情報発信（ソーシャルメディアや動画、ブログなど）、教育などの零細な活動への利用のニーズも大きく、利用料が高い場合は本施策の目指す「コンテンツ創作の好循環」に資さない場合がある。については利用料の決定については一律ではなく、利用用途や形態に合わせた、合理的で納得できる価格設定を行うことが重要である。
- 2. 窓口組織の運営のために一定の手数料が発生することはやむを得ない。対して著作権者からの申出がなく還元できない利用料を窓口組織の運営費等に充てることを柔軟な運用とした意見が示されているが、本ケースはその特性から著作権者からの申出が少ないことが想定される。また著作権者が見つかれば、その本制度による利用について無償または

減額で利用許諾された場合は、著作権者の意思を尊重し、利用者が納めた利用料の全額または余剰は速やかに返却されるべきだ。本報告書では、他人の財産について第三者が許諾を行うことに対する法的正当性について説明が難しいことから拡大集中許諾制度の導入を退けている。そうであるならば、他人の財産を窓口組織の運営費に回す運用を認めることについても、その法的正当性が議論されるべきだ。そしてクリエイターへの適切な対価還元を目指すのであれば、窓口組織は本来的に、著作権者を探して積極的に対価を還元すべきである。著作権者が現れないことで窓口組織の運営に使われる金額が増えるような制度設計は行うべきでない。むしろ窓口組織が権利者を探して利用料を還元できた場合にインセンティブが発生するような制度設計を考えることがクリエイターへの適切な対価還元につながるのではないか。【一般社団法人インターネットユーザー協会】

- 著作権者等が現れずに支払うことができない利用料については、権利者・利用者のための活用を可能とすることについては、異議は無いが、その使い道として、分野横断権利情報データベースの改良・拡充等ばかりでなく、小委員会審議でも委員から意見のあった利用料の軽減にも充てていただきたいと考える。【日本製薬団体連合会】
- 使用料相当額の徴収ではなく、手数料程度として、後日、権利者が発見された場合には、使用料相当額を支払うとすれば十分です。【個人】
- 新制度の利用に際して、利用者が利用料を支払うのは反対。なぜなら、新制度は、著作権者等に係る情報がない・連絡不能な場合と著作権者に連絡したが一定期間返答がない場合の2つの場合に利用できるが、後者の場合、著作権者が故意に返答しないこともありうる。このような場合にまで利用料を支払うのは不合理で、納得がいかない。【個人】
- 著作権者等が現れずに支払うことができない利用料については、権利者・利用者のための活用を可能とする。具体的な活用方法としては、著作権者等を明確にし、許諾による利用を促すことのできる分野横断権利情報データベースの改良・拡充等が考えられる。に対して、第三者団体に寄付、もしくは国庫へ納入してはどうか。『その雑収入を見込んで制度を運用しているのだろう』と、立場上、誤解が生じやすいから、です。また、その誤解が生じた際に、この制度への印象がすこぶる悪くなることが予想されるから、です。【個人】
- 上から3つめの○『使用料相当額分の利用料とは別途、一定の手数料負担を求めることとする。』使用料が高いことがネックだと報告書の最初の方で書かれていましたけれども、更に手数料を取るのならば、利用される頻度が少ない制度になることが予想されます。また、『著作権者からの申出が無く著作権者に還元できない利用料について、窓口組織の運営費等に充てること』は、この制度への印象を悪くするおそれもあるし、「その利用料の使い方はどうなんだ？」と議論を呼びそうです。なので、私はこの法制度に、反対します。【個人】

(新制度による利用決定に係る公表について)

- 意見の趣旨：時限的利用の公表に当たっては、単に著作物の題号や出典だけでなく、著作物の表現自体（言語の著作物であれば一定量の抜粋、写真・美術の著作物であればそのサムネイル画像等）によって著作物が特定されるべきであり、これに必要な範囲で著作物の公衆送信等を可能とする措置が必要である。また、公表は、利用申請後速やかに行われ、時限的利用の終了後も継続されるべきである。

意見の理由：新しい権利処理の仕組みは、権利者が不明な場合だけでなく、権利処理に関する意思が確認できない場合にも文化庁長官により時限的利用を認める決定がなされ得るものであり、利用許諾がなければ利用できないという著作権法の原則を正反対に転換するものであるから、著作権者等が不測の不利益を被ることのないよう、自己の著作物等に対し利用申請があった事実をできる限り容易に認識できるように配慮する必要がある。そのためには、利用申請のあった著作物をわかりやすく特定することが必要であり、単に著作物の題号や出典だけを公表するのではなく、著作物の表現自体（言語の著作物であれば一定量の抜粋、写真・美術の著作物であればそのサムネイル画像等）によって著作物を特定すべきである。また、少しでも多くの著作権者等が自己の著作物等に対する利用申請の事実を認識できるようにするためには、利用の申請があった後可及的速やかに公表が行われるとともに、時限的利用が終了した後も、利用料の支払いを受けることができる期間は公表が継続されるべきである。【日本弁護士連合会（同趣旨の意見が個人よりあった）】

- 公表方法については、窓口組織の HP でのみ公表するなど、本制度を知らないクリエイターの目に触れにくい方法ではなく、さまざまなプラットフォーム（SNS を含む）に導線を設けるなどして、本制度を知らないクリエイターの目にも触れる方法を検討されたい。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】

- 制度への一般的な懸念はさらにある。窓口組織は、著作物の時限的利用が決まった場合、そのことを「公表」としている。しかし、権利者が早期に、その「公表」に気付くだろうか。気付かなければ、公表したとは言っても、権利者の許諾を得ない利用が長期間続く恐れがある。権利者は従来、利用者から具体的な利用方法を聞いて許諾するかどうかを判断している。意向に反する利用が長期間続くような場合、権利者のダメージは大きいと言える。【一般社団法人日本新聞協会】

(外国著作物の扱い等について)

- (1) 外国著作物の取扱い

外国著作物を新制度の対象から除外するとの制度的対応を講ずるのであれば格別、そうでなければ、新制度によって外国著作物の時限的利用が可能になることによって、日本法に関する情報を十分に持ち合わせていない外国の権利者が不測の不利益を被るおそれが生じる。

外国の権利者に対し窓口組織に申し出て時限的利用の停止を求めることは事実上期待しがたいことに鑑みれば、外国著作物の利用について新制度の要件判定を行う際は、条約違反の疑義が生じないよう、権利者の意思確認において、より一層慎重を期すべきである。

(2) 海外向けインターネット配信の取扱い

新制度は日本国内における著作物利用を適用対象とするところ、海外向けのインターネット配信における著作物利用については、日本法が準拠法や保護国法にならないと考えられる。

新制度の適用対象は日本における著作物利用のみであり、あたかも新制度を利用して海外向け配信が可能になるかのような誤解を招かないよう、適切に対応を講じる必要がある。

【一般社団法人日本レコード協会】

○ 簡素で一元的な権利処理方策（以下「本方策」という）に対する意見

- ・本方策が国際的にどのような影響を与えるか十分に検討されていないのではないか

(1) 例えば、本方策では、原著作者を外国人又は外国法人とする著作物の派生著作物について、窓口に利用申請があった場合に、可能な限り確認しても原著著作物があることが判明しないとして、適法に利用可能とされる。この場合、当該派生著作物がメタバース空間での取引対象物となるなどインターネット上で利用することを前提とすれば、当該派生著作物の利用行為の結果が必ずしも日本の支配領域内のみで生じているとはいえないことから、原著作者との間で法的紛争に発展した場合、常に日本法を準拠法として日本の裁判所で判断されるとは限らないが、どのように対応することを検討しているのか不明である。

(2) 上記のような事態が生じた場合、日本国のみで解決できるものではないことから、そのような事態を避けるため、ジオブロッキングをするほかないと考える。しかしながら、インターネット等を経由して市場がボーダレス化、グローバル化する中で、メタバース空間を含むインターネット上でのコンテンツ利用の促進を掲げて導入を検討している本方策について、ジオブロッキングをするとなるとその目的を達成することは難しいのではないか。

- ・本方策は、国際条約やE C Lから大きくかけはなれたものであり、グローバルに事業展開をする多くの事業者らに多大な混乱をもたらすものとなっている。そのため、第三者による著作物の利用を可能と考える者が当該著作物についてオプトインの意思表示をする運用とするか、あるいは、E C Lのように使用分野を明確に限定するべきと考える。

【個人】

(時限的な利用について)

○ 利用期間の上限の見直し（5頁ほか）：

既に権利者の希望があれば随時利用が停止される制度である上に、利用期間に1～数年といった上限を定め、繰り返しの手続を求めることは意味が乏しい。単に利用窓口の運用コストを高め、やはり利用者にとって制度利用のメリットを低下させるのみであるので、上限は設けないか、あるいは上限は十分長期間（10年など）であることを求めたい。【デジタルアーカイブ学会】

○ 時限的な利用に伴う利用停止に対する懸念

使用料相当額を支払い時限的な利用中に、開始時点に遡って利用停止・回収の申出があ

った場合、既に遡及的な停止・回収ができない状態（例えば、冊子として出版済み、ウェブサイトにダウンロード可能な状態で公開済みなど）となっていることも想定される。このため、利用する側としては停止・回収を前提とした時限的な利用に制限されることになりかねない。利用停止の措置を行う際、時限的な利用を認めた期間は、使用料相当額を支払うことにより、追加の利用料支払いや遡及的な停止・回収などの措置は不要とするなどの制度的な対応を明確にすべきと考える。【国公立大学図書館協力委員会】

- 時限付きという場合、10年程度までを想定すべきです。【個人】
- (1) 時限的な利用の上限について具体的にどの程度の期間を想定しているのか。短くとも1年？2年程度の期間としなければ利用しにくいものと思料
- (2) 時限的な利用の上限となる期日前後に改めて利用申請を行うことで、時限的な利用の反復的な更新＝事実上の時限的でない利用が可能になるのではないか。そうすれば、新制度と裁定制度を併存させるという複雑な制度運用を行う必要がなくなり、業務の合理化が図れるものと思料【個人】

（著作権者等からの申出について）

- 使用料を狙った詐欺(なりすまし)が考えられますが、著作権者であることを具体的にどのように確認を行うのかが気になりました。コンテンツがデジタルデータの場合、コピーが容易にできること、ハードディスクの故障等により著作権者が元のデータを保持していない事が発生すると考えられます。他に、第三者によるAIを利用したなりすまし等が起きる可能性が考えられます。今後デジタルデータでコンテンツを作成する場合、自身のコンテンツであると証明するために何をすればいいのかが気になりました。【個人】
- 「著作権者の申出に基づき、窓口組織が本人確認等を行い、利用料の一部が著作権者に支払われる。著作権者はその後、利用者とのライセンス交渉等を経て利用許諾を行うことができる。」とあるが、本人確認において以下のような困難が生じると考えられる。
 1. 申し出た人物が著作者本人であることの確認
 - ・著作物に記載された住所等と現住所等が異なる場合
 - ・著作物にメールアドレスやSNSアカウント等しか記載がなく、当該アドレスやSNSアカウントを破棄している又はパスワード紛失等で使用できなくなっている場合（特に同人誌等自費出版に頻出すると考えられる）→著作権者等の利益を重視するのであれば、上記のように本人による情報のみでは著作権者であると確定できない場合であっても、印刷会社や委託先書店等、当該著作物の作製・頒布に関わった第三者による情報を組み合わせて確定することを模索すべきであると考え。こうした第三者情報の活用を認めるか否かの検討をしておくべきと考える。
 2. 著作者本人以外の人物が著作者であると名乗り出た場合の真正性の確認
 - ・著作権者が引越した後、著作物に記載の住所に居住している人物が、著作物に記載の著作者名は変名であると主張した場合
 - ・上記の住所をメールアドレスやSNSアカウントに置き換えた場合

→これらの場合、著作権者ではない人物を誤って著作権者であると認定してしまうことがあり得る。著作権者の権利を重視してこのような誤認定を許容するか、あるいは初めから当人以外の情報も含めて本人確認を実施するフローにするか、検討が必要と思われる。

【個人】

【周知・普及啓発について】

- コンテンツの創作の好循環の最大化を通じた文化振興につなげるべく、新制度の利用を促進させるための周知・普及啓発等、具体的な方策を期待する。【日本弁理士会】
- 「クリエイターの一部には、その著作物の利用可否に係る「意思」を表示する慣行がない者もいるため、「意思」の表示や、その後の連絡等について、丁寧な説明等の運用が必要である。」(p.12) 及び「個人クリエイターなどの著作権者等に対し周知を徹底することが重要である。」(p.15) と記載されているように、丁寧な周知・普及啓発活動を徹底いただくことを期待する。【日本弁理士会】
- 集中管理がされていない著作物のうち、自らの創造した「著作物」について「意思」の表示がなされていない著作物については、今回の新しい権利処理の仕組みの対象となる。クリエイターが自らの創作活動の延長としてその利用についての「意思」を表示する方法等を含めた実務面での詳細設計や運用については、クリエイターの実態や意見を十分に踏まえながら、丁寧にクリエイター等関係者への周知を図っていくべきである。【一般社団法人新経済連盟】
- インターネット上で活動するクリエイターは業界団体や企業、エージェントに所属していない場合も多く、また事務的なことが苦手なクリエイターも多いため、集中管理の対象外であるだけでなく、法改正がなされたとしても、新制度を知らないままにいる者が相当数発生することが見込まれることから、文化庁の既存の HP や SNS だけでなく、新たなプラットフォーム (SNS を含む) の活用を含め、さまざまな手段を通じ、長期間かけて、十分に周知されたい。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】
- なお、もとより「利用者の申し出」「著作権者等による申出」「裁定制度」はいずれも行政書士が業として、相談・申請が可能である。利用者、著作権者等が新制度を有効に活用し、不利益を被らないようにするためにも、行政書士の活用を、文化庁からも広く広報して頂くことを希望する。【日本行政書士会連合会】
- 著作権は国民一人一人の身近な権利の一つであると私は認識しています。しかし、本制度・政策が議論されている事を知っている国民は、多くはないように感じました。現時点でのクリエイターが、これらの制度・政策を知る機会を作る方法として、「クリエイターが多く利用する場所への掲示」があると思います。日本の大手コンテンツ投稿サービスなどへ協力を依頼し、新たな制度・政策を周知する場所を得てはどうだろうかと感じました。

【個人】

【著作権者不明等の場合の裁定制度の改善について】

○ 事務の一部を窓口組織が行うことなどにより、効率化・簡素化を行うこととすることに賛成する。【一般社団法人日本美術著作権連合】

○ 裁定制度の手続きが簡素化され、より効率的に裁定を受けられるようになることは、出版社にとっても過去のコンテンツの再利用の促進につながることであり、望ましい方向であると考えます。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】

○ 著作権者不明等の場合の裁定制度の改善

現行法第 67 条第 2 項では、「国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人」は事前の補償金の供託を要しないこととされている。これに基づき、「政令で定める法人」として、(1)独立行政法人、(2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人、(3)地方独立行政法人、(4)日本放送協会が規定されているが、私立大学を設置する学校法人が指定されていない。

私立大学は日本の大学の約 8 割を占めており、私立大学の図書館においても数多くのアーカイブが展開されている。私立大学を設置する学校法人が「政令で定める法人」として指定されることで、裁定制度が活用され、今後の学術資料の電子化、オープン化、ひいては学術研究の発展することが期待できる。

については、2019 年 11 月に行われた意見募集の際にも言及した通り、一定の条件を満たす場合には指定を受けられるような制度を含めて、私立大学を設置する学校法人が指定されるよう改めての検討をお願いしたい。【国公立大学図書館協力委員会】

○ “裁定後に著作権者等が見つかることが少ないのであれば、探す方法の改善に注力したほうが良いように思います。仮に自身の著作物が「著作権者等が見つからない作品」として登録された場合、著作者はどのようにして日常生活を維持しながら自身の作品を探す事を想定しているのかが気になりました。過去に画像生成 AI の学習データベースが話題になりました。自身の画像コンテンツが学習データベースに使われているかを調べてみましたが、キーワードでは検索できません。画像自体を検索キーにしたとしても、データベースに登録されている画像が劣化等している場合、見つけるのは非常に困難であると感じました。私は個人で 10 年以上、1,000 以上のコンテンツを SNS で公開してきました。自身のコンテンツが権利者不明として扱われているかを知るために、どのように調べれば良いのか、また、毎年確認をしなければ自分のコンテンツが権利者不明として使用されても使用料を得ることができないのか、事後対応しかできないのかが気になっています。

著作権者不明の作品が沢山存在していることをこの文章を読んで私は初めて知りました。どのように国民へ周知を行っているのかが気になりました。web サイト等がある場合、アクセス解析等で web サイト自体が実際に目的を達しているかを調査し改善を行っているのかが気になりました。【個人】

【窓口組織・分野横断権利情報データベースについて】

- 窓口組織による事務の実施に関しては、報告書にも記されている通り、著作権に関して知見があり、公益性を持った組織・団体によって担われることが必要であると考えます。この窓口組織は、著作権ビジネスの専門家だけではなく、著作権制度に必ずしも深い知識を持っていない一般ユーザーが著作物を利用したいという時の窓口にもなることが想定され、その意味で、著作権制度に対する正しい理解や創作者の尊重という意識の涵養を図るという機能を側面的に果たすものであるべきと思います。著作物の適切な利用の普及促進のためには、窓口組織への文化庁の積極的な関与が必要と考えます。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】
- 窓口組織は持続可能な仕組みに
「窓口組織の運営や必要な体制整備等」(P8)にかかる費用は、新制度の対象とならない出版社等、コンテンツ事業者が負担することはあり得ないため、応益負担の観点から利用者の手数料や、公的資金による持続可能な仕組みの構築が必要と考えます。【個人】
- この窓口組織の運営に関しては、現時点ではどのくらいの取り扱い件数が想定されるか不明確であり、経済的に健全な運営が可能であるかについては懸念があると言わざるを得ません。また、この窓口組織の運営にかかる費用を、基本的には本制度の対象外となる既存のコンテンツビジネス事業者に負わせるべきではないと考えます。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】
- ア 「窓口組織の運営や必要な体制整備等については、著作権に関して知見があり、公益性のある団体などを念頭に体制整備を行う。」とありますが、費用負担を含め、民間の取組には限界があるため、政府・文化庁の強力なリーダーシップが必要であると考えます。
イ 窓口組織の立上げ・運営、データベースの構築・維持・改良等に係る費用について、既存の集中管理団体に直接・間接の負担を強いるようなことがないようにすべきです。利用者と集中管理されていない権利者とをつなぐための施策の費用を既存の集中管理団体（すなわち集中管理されている権利者たち）に負担させるとすれば、全く合理性がありません。【一般社団法人日本音楽著作権協会】
- 一方、近年の著作権法改正に伴い、授業目的公衆送信補償金や図書館等公衆送信補償金を収受する複数の指定管理団体が設立され、既存の著作権等管理事業者や権利者団体等は人的にも経済的にも可能な限り協力し、円滑な運営へ向けて努力を続けている。簡素で一元的な権利処理のための窓口組織の設置は公益に資するものであり、当協会としても現在の指定管理団体同様に協力を惜しむものではないが負担が増加していることは否めない。
窓口組織に関するコスト面の検討については、報告書（案）4頁「制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること」、8頁「窓口組織の運営や必要な体制整備等については、著作権に関して知見があり、公益性のある団体等を念頭に体制整備を行う。また、利用者からの手数料収入を充てることに加え、公的な支援や授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用を検討する。」、14頁「新制度の運用を持続

可能なものとする必要があることや応益負担の観点から、利用者には使用料相当額分の利用料とは別途、一定の手数料負担を求めることとする。」等といった記載にとどまってお
り、十分な検討がなされているとは言えない状況にある。窓口組織の設置や分野横断権利
情報DBの構築にあたっては、イニシャルコストおよびランニングコストを明確化し、安
定的な運用が確保できるような収支計画に基づいて、既存の団体等にこれ以上の負荷を生
じることのない方策を前提に進めていく方向性とするのが必須と考える。【一般社団法人学術著作権協会】

○ 新しい権利処理の仕組みによる手続き増大化の懸念

当初は分野横断権利情報データベース整備不足による権利者不明、意思表示なし、連絡
不能な著作物が多くなり、新しい権利処理の手続きが増大化する懸念があるため、これに
対応する十分な窓口業務事務体制の構築が不可欠と考える。【国公立大学図書館協力委
員会】

○ 利用窓口組織には利用者と社会の声が正しく反映される仕組みを（8頁）：

利用窓口は、権利者側の協力はもとより、利用者の使用料相当額を主要な活動原資とし
つつ、十分な公的補助で支えられるべきものである。そうした公共的知識基盤の一翼であ
る以上、その運営が一部のステークホルダーだけに偏することなく、広く利用者と社会に
対して開かれた、透明で公平なものであることは何より重要となる。【デジタルアーカイ
ブ学会】

○ 新制度と既存の裁定制度との2つの制度の違いが窓口組織において利用者に丁寧に説
明され、利用者に適した制度が選択されることを期待する。また、窓口組織の運営には幅
広い知見を活かす必要があるから、窓口組織の体制整備等にあたり、著作権に関する知見
を有する団体等に広く意見聴取を行っていただくとともに、権利者や利用者の負担軽減が可
能な窓口組織の運営に資する人材を確保していただくことを期待する。【日本弁理士会】

○ 著作物の利用の場面においては、他の法律の義務遂行のために時限的な利用が迅速に可
能となることが望まれる場面もあると考えられる。新制度において、時限的な利用が可能と
なるまでには、利用の可否等の著作権者の意思を探索、疎明資料の窓口組織への提出、窓
口組織における要件の確認、利用料の算出、文化庁長官による時限的な利用の決定、利用料
の支払いという手続の段階がある。上記のように時限的な利用が迅速に可能となるには、
これらの段階をできるだけ短縮することが必要であり、窓口組織の事務能力の充実を是非
ともお願いしたい。また、特に急いで利用したい利用者のために、事務手数料を取って優
先的に上記の手続を進めるような仕組みも検討いただきたい。

さらに、時間的短縮の方策として、利用料の支払いを予納制度によって、文化庁長官に
よる時限的な利用の決定と同時に時限的な利用が可能となるような仕組みが考えられるので、
実務の設計段階で是非取り入れていただきたい。【日本製薬団体連合会】

○ 手続の簡便さとスピード（5頁ほか）：

手続の簡便さとスピードは制度普及の生命線であるので、十分に図られたい。特に利用窓口における確認や助言（7頁）は、権利処理に詳しくない現場の担当者を十分にサポートするものであるべきである。【デジタルアーカイブ学会】

- 2016年に設立されたオーファンワークス実証事業実行委員会において、日本行政書士会連合会もオブザーバーとして参加し、裁定申請手続の支援などを行って来たが、「分野を横断する一元的な窓口組織」においてもできる限りの支援をしていきたいと考えている。オーファンワークス実証事業実行委員会は権利者団体等のボランティアで運営されてきたが、「分野を横断する一元的な窓口組織」にあっては権利者団体等に対して費用と労力の過度の負担を求めるべきではなく、報告書（案）にも「公的支援」を検討するとあるように、国費などの予算措置を講じることが必要と考える。【日本行政書士会連合会】
- 権利情報処理機関等については、公設公営とするか、集中管理団体を認める場合には公益法人に限定し、かつ、五輪委員会のようなインチキを予防できる措置をとる等、事業費に対する管理費が国民に明示されるべきと考える。実務者が相当の給与を得るのは当然だが、政治家やその関係者、天下り先として高給の理事職があってはいけない。JASRACが一社であり続けるのは不適切である。【個人】
- 【意見】 窓口組織によるサポートをお願い致します。
【理由】 報告書案 p 7 「新制度の流れ」には、「利用者が、その利用したい著作物について、利用の可否等の著作権者の「意思」を探索し、上述の（ア）（I）の要件に該当することを疎明する資料を窓口組織に提出する。窓口組織においては、その確認や助言が行われる。」と記載されております。ここで、ゲームには複数種類の著作物が関与するという特徴があります。例えば、裁定実績データベースを参照すると、過去の裁定事例として「北斗の拳」の事例があります。ゲームは、映画、プログラム、音楽などのように関与する著作権の種類が複数にまたがります。そのような場合の権利処理を、一般の利用者が行うのは困難です。そのため、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口が、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を含むサポートを行っていただくとありがたいです。【一般社団法人ゲーム寄贈協会】
- 制度の運営経費については、固定費に当たる基盤部分は公的助成によるべきです。この部分が曖昧なままでは、制度が動きません。【個人】
- 新たに設ける「窓口組織」は、JASRAC のみたいに天下り団体とならないように、文部科学省の元職員の就職を禁止すべきである。【個人】
- 窓口を組織するに当たっての費用負担については、権利者側に負担を求められることは不合理であると考えるので、報告書（案）に記載のとおり「利用者からの手数料収入を充てることに加え、公的な支援や授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用を検討」（P8〇3つめ）を進めていただくことを強く要望するものである。【一般社団法人日本映

像ソフト協会】

- 窓口組織の運営における授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業等の活用
授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業は、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」とされているが、授業目的公衆送信補償金制度の補償金を負担する大学等の機関としては、同補償金制度の普及や授業目的での著作物創作の振興などを優先して欲しいとの期待もあると思われる。活用の検討に当たっては、関係者の意見聴取など慎重に対応すべきと考える。【国公立大学図書館協力委員会】

- 費用負担についての意見
この制度は、新設する窓口が、複数の権利者団体 DB のデータプラットフォームとなる形で運営されると示されている。しかし、各権利者団が DB を提供するにあたっては、次のような問題がある。a. 著作物の種類や分野によってデータの収集状況に大きな差が存在するため、貧弱な分野はテコ入れが必要。b. 分野横断型検索には、氏名データの入力ルールを全ての DB で揃えるなどの「微細だが手間の掛かるデータ調整」が必須。
上記2つの問題解決の費用のみならず、制度スタート後は、データプラットフォームの保守と窓口運営費が継続的に発生する。その負担を権利者団体へ一切求めないようお願いしたい。この制度が、著作物を簡便に利用したいという社会的要請に端を発するなら、窓口組織の運営は利用者のものである。その観点に立てば、a. 及び b. の運営費用は手数料と公的支援によるべきである。なお、SARTRAS の共通目的事業基金をこの制度に使う事についても全く賛同できない。基金は権利者のものであり、利用者のものであるからである。【一般社団法人日本美術著作権連合】

- 意見の趣旨：新制度の基礎となるデータベースは、新制度のみならず裁定制度にも利用することが検討されており、その構築及びその適正な管理・運営に対しては、その公益的な役割に鑑み、適切な公的支援が行われるべきである。
意見の理由：分野横断権利情報データベースの構築及びその適正な管理・運営は、報告書の目指す簡素で一元的な権利処理方策の基礎をなす極めて重要なインフラであり、新たな権利処理の仕組みに対応できるだけの網羅性及び正確性が要求されるとともに、時々刻々と創造される新たな著作物等にも対応するための継続的なメンテナンスが必須となる。ことに、分野横断権利情報データベースは簡素で一元的な権利処理方策だけでなく、今後の裁定制度にも利用することが検討されているのであるから、その構築及び適正な管理・運営は重要である。しかしながら、著作物等のデータの収集状況は著作物等の種類や分野によって大きな差が存在するのが現状であり、十分な精度のデータベースを構築し、それをメンテナンスして日々管理・運営していくためには相応の経済的基盤が必要である。現在分野毎のデータベース構築を行っている権利者団体の中には必ずしも組織力・財政力が豊かではないところが多く見受けられる。そこで、コンテンツの利用円滑化、適切な対価還元という分野横断権利情報データベースの公益的役割に鑑み、その構築・管理・運営に対しては権利者団体に過度に負担させることなく、適切な公的支援が行われるべき

である。【日本弁護士連合会（同趣旨の意見が個人よりあった）】

- 分野を横断した権利情報データベースについては、少なくとも現時点においては、個別分野におけるデータベースが充実しているところは全体のうちでも一部分にとどまっております、分野横断データベースの構築は容易ではないと考えます。仮にこれを構築するとなった場合、その費用は相当な額に上ることが予想され、運営主体をどうするか、その運営経費をどのように調達するのかといった課題が考えられます。

このような分野横断データベースの構築が新制度の運用に必須のものであるのか、その効用を費用対効果の面からも慎重に検討して議論を進めるべきであると考えます。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】

- 集中型データベースがどのように更新情報を考慮するか、また、著作物の複製を保持するか否かについて明確でないこと

権利者は、すべての著作物とすべての権利者を対象とした、いわゆる分野横断権利情報データベースの作成に対する言及についても懸念しています。著作物については譲渡またはライセンスの変更が定期的発生することから、最新の著作権の帰属の確認が困難であるというのが、このようなデータベースの欠点です。したがって、このようなデータベースは、著作権の帰属または譲渡に関する情報をモニターし、必要な変更を迅速に行うための基盤がなければ、潜在的なライセンシーにとって信頼性に欠けるものとなる可能性が高く、ユーザーに損害を与えるリスクがあります。

さらに、私たちは、分野横断権利情報データベースは権利者の明示的な許可を得て作成されるべきであり、著作物の大量複製または著作物の一部作成が行われデータベースに保持されることがあってはならず、また、オーディオビジュアル産業が長年にわたり日本およびグローバルに確立してきた商慣行に悪影響を与えたり、それを不当に阻害したりすることがあってはならないとの見解を持っています。さらに、このようなデータベースへの参加は完全に任意とすべきと考えます。

利用者に損害を与えるリスクを回避するために、著作権の帰属または譲渡に関する情報を、分野横断権利情報データベースでモニターし必要な変更を迅速に行うための基盤を文化庁が準備する方法の計画を明確にいただければと思います。例えば、このようなデータベースを更新する際の負担は、権利者と一元的な窓口のどちらが負うのかを知りたいと思います。権利者が負担する場合、特に小規模な権利者にとっては管理上の負担が大きくなる可能性があります。一方、一元的な窓口が負担する場合、著作権の帰属または譲渡に関する情報が適時に更新されないリスクがあります。【日本国際映画著作権協会】

- 出版物には、出版権だけでなく、翻訳権や翻案権（映像化等）等、さまざまな権利が付随する上、複数著者、イラストレーター、カメラマン、編者、ライターなど、複数の著作権者が存在することもあり、また、いったんデータを整備してもその後の変更があり得（亡くなった場合、著作権継承者が複数になるなど）、持続的なメンテナンスが必須であることから、各種データベースはまだ未整備であり、分野横断権利情報データベースの構

築には、膨大な費用が発生すると思われます。慎重な検討が必要です。【個人】

- 音楽の分野は集中管理が充実しているものの、他の分野は必ずしも充実していない。本来的には、権利者の意思表示を尊重すべきであることから、分野横断権利情報データベースを充実させることで利用者が利用したい著作物の著作権者に係る情報取得を容易にし、著作権者の意思表示が適切になされるような環境を整備していくべきである。【一般社団法人 クリエイターエコノミー協会】
- 今回の法改正の趣旨をより実効性あるものにするためには、個々の分野毎のデータベースの充実が重要である。文化庁においては、分野毎のデータベースにつながる権利情報検索システムの具体化を図る中で、その整備のための基本的な技術的指針を示したり、先行するリーディングケースについての情報をもとに権利者団体等と協議を進めたりするなどリーダーシップを発揮していくべきである。【一般社団法人新経済連盟】
- 「分野横断権利情報データベース」については、利用者が著作物の権利者を探索するために有効と思われ、構築に期待する。

ただし、業務を担う窓口組織は、維持、運営に相当なコストがかかるとみられ、期待される役割や目的の公益性にかんがみれば、国が人材確保と財政の両面で責任を負うべきだと考える。さらに、新聞の場合、記事、見出しを検索するデータベースはすでに有償のサービスとして実施、利用されている。こうしたサービスを制度内で活用する場合、合理的で現実的な対価を支払うことが必要だ。制度化にあたっては、既存ビジネスを阻害しない仕組みの構築が求められる。【一般社団法人日本新聞協会】
- 権利情報データベースや利用窓口への十分な公的補助（8頁ほか）：

本制度やそれと一体をなす各分野の権利情報データベースの整備は、情報社会の最大の課題のひとつである権利処理の円滑化と権利者への対価還元、そして文化芸術分野全体のDXを支える公共的基盤ともいえる。その負担を権利者団体や利用者など一部関係者のみに負わせては、到底意味ある制度は生み出され得ない。共通目的事業資金に加えて、公共的基盤として十分な公的補助をもって支えることを求めたい。【デジタルアーカイブ学会】
- 分野横断権利情報データベースについては、「制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること」に留意し、データベースの構築・運用にあたって、権利者等に過度な負担を求めることがないよう要望します。【一般社団法人日本民間放送連盟】
- ビジネスソフト、ゲームソフトについては、ビジネススキームや第三者が権利を有する著作物を含む複合的な著作物であること等の理由から集中管理を行うことは現実的ではなく行われておらず、統一的なデータベースも存在しません。そもそもビジネスソフト、ゲームソフトともにインターネット上の検索等によって著作権者（当該ビジネスソフト、ゲームソフトに含まれるすべての著作物の著作権者ではなくともパブリッシャー等の著

作権法 14 条の推定を受ける者) についてはほとんどが容易に判明することから、膨大な労力を費やして新たにデータベースを構築しても十分に活用されないおそれもあり、ビジネスソフト、ゲームソフトについて新たに権利者によりデータベースを構築することは必要と考えられません。

分野横断権利情報データベースは、新制度創設にあたり著作権者等の探索に活用することを想定されており、本報告書のデータベースイメージでは「PF 等各サイトに集約された情報」も権利情報として含まれています。今後 PF 等各サイトにおいて、それらユーザーのコンテンツが著作物として登録され、分野横断権利情報データベースに活用される場合には、その前提としてその著作物が原作(オリジナル)であるか二次的著作物であるのか、他に権利を共有する著作権者の有無などを確認することを必須とする仕組みとすることを要望します。

また、現実として、すべての著作物等が分野横断データベースに登録されることはあり得ないことを考慮し、今後新制度の運用について具体的に検討を行うにあたっては、分野横断データベースでは権利者が発覚しない著作物等の権利者を探索する手法を十分に検討し、その意思を確認するためのフローを適切に策定することを求めます。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

○【意見】 ゲームに関する権利情報データベースの更なる充実をお願い致します。

【理由】 報告書案 p 7 の「図：新制度イメージ」に、DB(データベース)の検索が挙げられております。ゲームに関するデータベースとして、メディア芸術データベースなどがあります。ここで、2023年1月16日にサービスが終了したスマートフォンアプリ「ゆる?いゲゲゲの鬼太郎 妖怪ドタバタ大戦争」につき、タイトルでキーワード検索したところ、メディア芸術データベースでは検索ヒットしませんでした。一方、「ゲゲゲの鬼太郎」でメディア芸術データベースを検索すると、2023年1月18日時点で17件ヒットしますが、それら17件には「ゲームパッケージ：物理パッケージ」との記載があります。すなわち、パッケージ系電子出版物に該当する、CDやDVDなどに物理媒体化したゲームのみが検索ヒットしております。また、国立国会図書館オンラインで「ゆる?いゲゲゲの鬼太郎 妖怪ドタバタ大戦争」を検索しても、検索ヒットしません。これは、納本制度(国立国会図書館法)が2000年からパッケージ系電子出版物(同法第24条第1項第9号)を収集対象としたため、国立国会図書館にはゲームも含むパッケージ系電子出版物が収集されているところ、CDやDVDなどに物理媒体化されていないスマートフォンゲームは目下、収集対象外であることに起因すると思われます。そのため、パッケージ系電子出版物だけでなく、スマートフォンアプリとして提供されるゲーム等についても、権利情報データベース上のレコードがより充実するように、体制を整えて頂ければありがたいです。なお、文化資源のアーカイブと後世への継承の観点から、スマートフォンゲーム等も、国立国会図書館やメディア芸術ナショナルセンター等における保存の対象とすることを検討頂けると、さらにありがたいです。【一般社団法人ゲーム寄贈協会】

Ⅲ. 立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について

- 報告書(案)に示された内容に異論はない。【一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN】
- 報告書(案)に示された内容で進めることに賛同する。【公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター】
- 対応の方向に賛同いたします。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】
- 立法・行政・司法分野のデジタル化を進めるために必要な措置であることは理解できますので、報告書で述べられている通り、「現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意するなど、現行規定にある「内部資料」や「ただし書」等の解釈・内容に」限定して、法改正が行われることに賛成いたします。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】
- 「迅速・的確に審査を行う必要性が高い特許審査等の行政手続及び行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続に必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とする必要がある。」(p. 18)に同意する。例えば、特許出願の審査の拒絶理由通知で引用される引用文献(著作物)は、事実を示す証拠として専ら使用されるものであり、複製及び公衆送信によって著作権者の利益を害することがほとんどないと、考える。【日本弁理士会】
- (1) 「対応の方向」に関する意見(関係箇所: 報告書案 18 頁)
「立法又は行政目的のために内部資料として必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達」について、「現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定する」、「ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにする」、「現行規定にある「内部資料」や「ただし書」等の解釈・内容について、周知を徹底する」といった点が確実に履行されるのであれば、方向性に異存ありません。
(2) 「その他の課題」に関する意見(関係箇所: 報告書案 18 頁)
「デジタル化やオンライン活用の進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第 38 条、第 39 条、第 45 条等の在り方」については、例えば、ネット空間には現実の空間のような物理的な制約(会場の定員等)がないことなど、両者の差異を十分に考慮して慎重に検討すべきです。こうした点を無視して 38 条等の権利制限規定を短絡的にネット空間にも拡張する方向で検討を進めることは、適切ではありません。【一般社団法人日本音楽著作権協会】
- 対応の方向について、「現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意するなど、現行規定にある「内部資料」や「ただし書き」等の解釈・内容について、周知を徹底することが求められる」とあるが、当協会が 2022 年 9 月に提出した法制度小委員会における審議事項への意見において、「立法・行政にかかる内部資料の公衆

送信に関しては、既存のライセンスや電子ジャーナル等の市場への影響のみならず将来の市場への影響も想定されるため、当該影響を精査の上でビジネスを阻害しない方策および条文の解釈について検討を進める必要があると考える。」と述べた通り、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しない方策や条文解釈の具体が未だ明確でなく懸念があるため、早急な検討を求める。【一般社団法人学術著作権協会】

- 公衆送信を可能とする検討にあたっては、何より著作権法第 42 条が規定する「内部資料」の正しい理解・解釈が必要だと考える。

「内部資料」の解釈については、各種の解説書に詳しく記載されており、例えば加戸守行氏の「著作権法逐条講義」(七訂新版)では「単に官公職員の執務参考資料として複製することは認められず、その著作物を複製しなければ立法又は行政の目的を十全に達成できないような場合であることを要する」と、その適用範囲を限定している。

このため、報告書案の「現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意するなど、現行規定にある『内部資料』や『ただし書』等の解釈・内容について、周知を徹底することが求められる」との記述は、きわめて妥当であり、重要だと考える。

法改正するならば、法の条文においても解釈を誤らないような記述を加えるべきである。また、官公庁の「著作権に対する認識不足」を原因にした新聞記事の長期的、組織的な無許諾利用はなお起きている。文化庁が具体的な例示を付けて、「内部資料」などについて各省庁・自治体などに周知徹底するよう強く要望する。

参考として、すでにライセンス市場が成立している「新聞記事クリッピング」について記したい。42 条の理解が不十分なまま公衆送信が解禁となれば、クリッピング契約を結ばずに内部資料の限度を超えた利用が行われる恐れがあるためだ。

その日朝の新聞記事を切り抜いて、コピー配布あるいはデジタル送信・閲覧といった方法で、継続的・反復的に組織内共有する行為を「クリッピング」と呼ぶ。頻度としては「一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月 5 記事以上利用する場合はクリッピングに相当する」を基準としている。新聞の原紙を必要部数購入してもらうのが本来の姿だが、スピーディーに組織内共有したいというニーズも理解でき、「許諾による複製・共有」であるクリッピングを適法に利用してもらっている。

全国紙など在京 6 紙を例にとってみると、ほとんどの中央省庁、多くの自治体とクリッピング契約を結んでいる。利用記事数と共有人数により、各社独自の料金表で対価を決めている。ある新聞社の例では、月間 100 記事を 100 人でデジタル共有する場合、月額数万円レベルの料金となるが、多記事、多人数になるほど割安な料金設定となる例が多い。具体的な作業は、組織内の広報担当者が行う例や、外部の業者から納品を受ける例が見られる。クリッピング契約により、組織内の公衆送信ニーズはほぼ満たされているのではないかと思われる。【一般社団法人日本新聞協会】

- 文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書(案) 18 頁の「3. その他の課題」では、「著作権法第 38 条、第 39 条、第 45 条等の在り方については、(中略) 必要に応じて検討を

行うこととする。」と述べています。その際には、以下の点を踏まえた検討をお願いいたします。

1. 著作権法 38 条 1 項につきましては、平成 15 年 1 月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」16 頁で以下のとおり結論づけられていること。「ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」本報告書案では「必要に応じて検討を行うこととする。」と述べていますが、文脈からみて法 38 条 1 項の権利制限を拡大する方向での検討を予定しているのではないかと危惧します。

2. 著作権法 38 条各号の検討にあたっては、比較法的検討を行うこと。例えば、ドイツ法 52 条 3 項は「著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。」(本山雅弘訳『外国著作権法令集(57)-ドイツ編-』(著作権情報センター, 2020))とされています。また、フランス知的財産法典 132 の 21 条 2 項では、公の上演又は演奏が著作権者の許諾を要することを前提として「市町村は、その地方の公の祝典の開催について、及び行政当局によって認可された普通教育団体は、その活動の枠内においてこれらの団体が開催する催しについて、これらの使用料の割引を享受しなければならない。」(財田寛子訳『外国著作権法令集(55)-フランス編-』(著作権情報センター, 2018))と定めています。これらの規定は、WIPO 著作権条約 10 条 2 項等に定めるスリー・ステップ・テストに忠実であるように思われます。こうした点を踏まえた検討をお願いいたします。【個人】

- 本項目で記載されている通り、立法、行政、民事・家事事件手続き等の目的のために作物等の公衆送信や公の伝達を可能とする事に賛同する。

民事・家事事件手続等のための対応は民訴法改正の施行に合わせる事もあり得るが、その他の立法・行政目的のための公衆送信等の可能化はそれに引き擦られる事なくなるべく早く施行するべきである。

また、刑事訴訟の電子化への対応も見越し、この機会に民事手続きのみならず裁判手続き一般のための公衆送信等を認める様にしておいた方が良いと考える。【個人】

IV. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

- 報告書(案)に示された内容に異論はない。【一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN】
- 報告書(案)に示された内容で進めることに賛同する。特に「4. 損害賠償額の算定方法の見直しについて」は、海賊版対策の観点からも非常に重要な措置であり、着実かつ、速やかに対応が進められることを期待する。【公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター】
- デジタル化・ネットワーク化の進展、スマートフォンをはじめとする携帯型高機能端末

の世界的な普及、そして5G環境の運用などを背景に、日本のマンガ、アニメ、音楽、映画、放送番組、ゲームといったコンテンツの著作権侵害行為は、インターネット上において益々と増大し、国際化かつ潜在化しつつある。

これら著作権侵害は特許権侵害と異なり、コンテンツは我々の日常生活に広く慣れ親しんでいる点やオンライン環境の進展・普及に伴いプロフェッショナルな技術は必要なく簡単に複製し拡散することが出来る点などから、一般消費者の犯罪への閾値は低く、若年層を中心に軽い気持ちによるコンテンツの侵害が無数に存在することが特徴となっている。

権利者は、これらインターネット上の著作権侵害に対して、刑事・民事によって積極的に対策を講じていく必要がある。

権利者の調査によって、海賊版サイト運営者や違法アップローダーを特定したとしても、それは氷山の一角であり、そのすべてを刑事手続きによって権利行使することは不可能である。

そのために、実効性を持った損害賠償制度の実現を切望するものである。インターネット上の侵害行為に対する損害額の算定をするにあたり、権利者にとっては、損害の事実を調査し立証することは極めて困難となっている。このことから、迅速かつ簡便な方法による損害の立証または推定することが必要となっている。

以上のことから、特許法改正に倣う著作権法改正とは別に、法定賠償制度や侵害数の推定規定の導入、ストリーミングサイトへの対応等についても、別途検討していただくことが必要であると考えます。【一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）】

○ 私たちは、オンライン上の海賊版により悪影響を受けるオーディオビジュアル作品の製作者として、故意に、または故意と思われる合理的根拠をもって侵害行為に従事した者による知的財産権の侵害を理由として権利者が受けた損害、ならびに適切な弁護士報酬を含む費用および逸失利益の回復について適切に補償すべく損害賠償額の増額が図られることを歓迎し、それを支持します。（新興のオンライン上の経済圏ではより柔軟なアプローチが必要となる場合があると考えます。）【日本国際映画著作権協会】

○ 特許法の規定に準じ、損害賠償額の算定方法を見直すとした報告書案の考え方に賛成いたします。しかしながら、出版物の海賊版被害は、現在も膨大な量が報告されており、より強力な対抗手段が必要です。文化審議会著作権分科会法制度小委員会における関係団体からのヒアリングでも、特許法の規定に準ずるだけでなく、著作権法特有の観点からの検討を求める強い意見が複数示されていたにもかかわらず、その後の法制度小委員会では何ら実質的な議論がなされないまま、まずは特許法の規定に準じた部分のみを改正対象とする報告書案が取り纏められてしまっています。

このことは、報告書案にも示されている通り、特許法の規定に準ずる以外の検討項目については「慎重な検討」や「実務の展開も踏まえた検討」が必要であるという問題意識の下、立法技術的に容易に法改正できるところのみを先行して改正を行う内容であると理解しました。

他方で、今回の報告書案は「損害額の立証に関する技術の進展や、裁判実務の動向を踏まえつつ、引き続き今後の検討課題として取り扱う」と明記し、文化審議会での継続

検討課題とすることを確約いただいております。したがって、報告書案の記載に従い、来年度の文化審議会の場合等において遅滞なく、権利者が侵害者の情報を把握することが困難な状況を克服するための実効的な方策の検討、ストリーミング型の著作権侵害への対応、海賊版対策に限定した形での損害賠償におけるさらなる「懲罰的な効果」の検討が行われるよう、念のため要望いたします。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人デジタル出版者連盟】

- 意見の趣旨：損害賠償額の算定方法の見直しとして、著作権法第114条について（本報告書IV）、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）と同様の見直しを行うことに基本的に賛成である。ただし、著作権法第114条第1項について特許法第102条第1項と同様の見直しを行うに当たっては、具体的にどのような事例にライセンス料相当額の損害賠償（第3項の併用適用）を認めるのか意識した審議が望まれ、著作権侵害の損害賠償の特徴を踏まえて「侵害し得」にならないような制度を引き続き検討すべきである。

意見の理由：

- (1) 著作権法第114条第1項は、侵害者により販売された数量（譲渡等数量）に著作権者等の単位数量当たりの利益額を乗じた額を損害額とするもの、同条第2項は、侵害者の利益の額を損害額と推定するもの、同条第3項は、著作権等の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（ライセンス料相当額）を損害賠償額として請求できるとする規定である。なお、著作権法第114条第1項では、著作権者等の販売等を行う能力に応じた数量（以下、特許法第102条第1項と同様に「実施相応数量」という。）を超える数量及び著作権者等が販売することができないとする事情に相当する数量（以下、特許法第102条第1項と同様に「特定数量」という。）がある場合には、これらの数量に応じた額は損害額から控除されるものとされている。
- (2) 一方、特許法第102条は、著作権法第114条と同等の内容を定めているところ、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）により、① 同条第1項において、実施相応数量を超える数量又は特定数量に当たるとして賠償が否定された部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できること（特許法第102条第1項第2号）、② 特許法第102条第1項第2号及び特許法第102条第3項のライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できること（特許法第102条第4項）が明記された（実用新案法、意匠法及び商標法でも同様の改正がなされた。）。
- (3) 本報告書は、著作権法第114条につき、上記特許法等のものと同様の見直しをすべきとしているところ、知的財産法体系の統一化という観点から、かかる見直しを行うことについて、基本的に賛成である。ただし、著作権法第114条第1項について特許法第102条第1項と同様の見直しを行うに当たっては、具体的にどのような事例にライセンス料相当額の損害賠償（第3項の併用適用）を認めるのか意識した法整備が望まれる。

特に、特許発明が侵害製品の付加価値全体の一部にのみ貢献している場合、「譲渡数量

の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情」があるとして、譲渡数量から覆滅すべき割合に応じた数量を控除した上で賠償額の算定が行われているところ、このような場合に当該覆滅部分を「特定数量」として実施料相当額による賠償を追加で認定することは、特許発明が貢献していない部分について損害の填補を認めることとなり適切でないとの理由から、特許法第102条第1項第2号括弧書は、「(特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)」と規定している(特許庁「令和元年法律改正(令和元年法律第3号)解説書」18頁)。

この点、著作権法では、著作物の貢献度といった事項が問題となる事例はあまりなく、著作権法第114条にも同様の規定を設ける場合には、具体的にどのような著作権侵害事例を念頭に置くのか、立法化に当たって十分に審議されるべきである。

- (4) また、本報告書では、主として海賊版サイトによる被害について言及されているが、それに留まらず、著作権侵害事例では、侵害者が権利者の販売等能力を大幅に超えて利益を得ている例があったり、権利者側の立証負担の問題等から、賠償額が低くなり、侵害による高額の利益の大部分が侵害者に残存している(「侵害し得」となっている。)といった指摘がある。そこで、著作権侵害の損害賠償の特徴を踏まえて「侵害し得」にならないような制度を引き続き検討すべきである。
- (5) なお、裁判上損害として認定される弁護士費用について、損害額の1割相当額として算定される例が多く、実際に権利者が負担する弁護士費用の額に満たない場合も多いことから、費用倒れの懸念が生じ権利者に訴訟提起を躊躇させてしまっている例が見受けられるという問題もある。この点についても、更なる増額等の対応が望まれる。【日本弁護士連合会(4)まで同趣旨の意見が個人よりあった】

- 報告書(案)においても「権利者の被害回復の観点から実効的な対策を取れるよう、損害賠償額の算定方法に関する規定を見直す必要性が高まっている」と指摘されるように、著作者人格権侵害があつて慰謝料請求が認められた場合であっても、全体として見ると、提訴してもまったく採算が合わない現状の損害賠償額の算定方法に関する規定には問題があり、見直す必要があると考える。

また、いわゆる「侵害し得」を防ぐための損害賠償額の算定方法の見直しの方向性について、賛成である。

報告書(案)にも意見として指摘されているように、弁護士費用相当額の損害の算定についても、より現実的な金額となるよう、見直しが必要と考える。【日本行政書士会連合会】

- インターネット上の海賊版による被害の回復が困難である状況に照らし、特に、深刻な被害をもたらしているストリーミング型の著作権侵害による被害回復のための実効的な方策や、権利者が侵害者の情報を把握することが困難な状況を克服するための実効的な方策について、速やかな議論がなされることを要望します。【株式会社 KADOKAWA】

○ 権利者は、インターネット上の著作権侵害に対して、刑事・民事によって積極的に対策を講じて行く必要がある。権利者の調査によって、海賊版サイト運営者や違法アップローダーを特定したとしても、それは氷山の一角であり、そのすべてを刑事手続きによって権利行使することは不可能である。そのために、実効性を持った損害賠償制度の実現を切望するものである。インターネット上の侵害行為に対する損害額の算定をするにあたり、権利者にとっては、損害の事実を調査し立証することは極めて困難となっている。このことから、迅速かつ簡便な方法による損害の立証または推定することが必要となっている。このような観点から、特許法改正に倣う著作権法改正とは別に、法定賠償制度や侵害数の推定規定の導入、ストリーミングサイトへの対応等についても、別途検討していただくことが必要であると考えます。【一般社団法人日本映像ソフト協会】

○ 実損害額によらない損害賠償額の算定は、算定額が高額になる傾向があり、無視できない。損害賠償に懲罰的な効果を期待する声もあるが、それは軽微な著作権侵害においても訴訟が乱発されることにつながりかねず、社会的な混乱を引き起こす原因となる。ドイツでは軽微な著作権侵害にかかる訴訟が乱発されたことを背景とした著作権侵害警告濫用抑止および利用者保護のため弁護士費用を制限する著作権法改正がなされていることにも着目すべきだ。また実際に侵害行為がなかったとしてもユーザーが法外な和解に応じてしまうことも考えられ、振り込め詐欺のような犯罪に利用されてしまう可能性もある。

最近の事例として、ある小学校の校長がインターネット上にあるイラストについて、無料で使えるものを検索し学校だよりに利用したが、実はそのイラストは無料で利用ができるものではなく、賠償金を支払うこととなったことがあり、広く報道された。この校長は結果として著作権侵害を行ってしまったが、無料で使えるイラストを探すための検索クエリを入力することで適法に利用しようとする意思があったことにも目を向ける必要がある。「創作活動が萎縮しない配慮について」の項にある通り、著作権法制は誰もが権利者にも侵害者にもなり得ることに注意して、本施策の目指す「コンテンツ創作の好循環」に資するよう、著作物の利用が怖いものにならないようにすべきである。【一般社団法人インターネットユーザー協会】

○ 今般の見直しによって、令和元年特許法改正同様、一定程度、いわゆる「侵害し得」の防止が図られるとともに、侵害行為の抑制という副次的な効果が期待できるため、賛成である。損害賠償に「懲罰的な効果」をもたらすとといった論点について、引き続き裁判実務の動向も注視しつつ、その具体の必要性や状況に応じ検討課題として扱っていく、との点についても、実損の填補を原則とする一般法である民法や他の知的財産法との関係を踏まえた慎重な扱いであり、賛同する。一方で、創作活動が萎縮しないように配慮される点も、賛成である。その一助となるべく、著作権に関する教育の普及促進に期待する。【日本弁理士会】

○ 対応の方向に賛同いたします。なお、特許法では実施料相当額は1.5倍の侵害プレミアムが相場とのことですが、事業者による侵害が大部分である特許と異なり、著作権侵害の場合、組織的なもの、個人によるものと幅広く、さらに侵害態様も様々であり、それに対

する対応、たとえばインターネットで違法アップロードされた場合は侵害数量、アクセス数を立証することは非常に困難で多大な労力がかかること等を考えれば、特許法の追認的なものであることを前提とせず、より柔軟な対応が可能となるよう今後も検討を継続することを期待します。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】

- 著作権侵害が起きた場合、権利者は被害の特定に多大な労力、手間を強いられる。それでいて、訴訟を提起しても十分な損害賠償額を得られることはまずない。悪質な利用者の「侵害し得」が横行しているのが実情だ。

このため、報告書案の「侵害者が得た利益のうち、著作権者等の販売等の能力を超えるとして賠償が否定される部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする」「ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する」との対応に賛成する。

特に2点目については、これまでの権利侵害事案で通常のリソース料相当額を用いて交渉してきたのと比較して増額が期待でき、損害の回復には一定の効果が望めるのではないか。また、その旨を事前に広く告知するなどの対応をとることにより、侵害抑止効果も期待できると考える。【一般社団法人日本新聞協会】

- 本項目で記載されている通り、損害賠償額の算定方法について特許法等同様の見直しを行うことに賛同する。

損害賠償については、今後も、本報告書案の第26ページに書かれている様に、あくまで既存の填補賠償の枠内で権利者の実効的な救済を図るに留め、その限度を超える莫大な損害賠償によって創作活動を委縮させる事がないよう今後も常に留意して行くべきである。【個人】

V. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

- 報告書(案)に示された内容に異論はない。【一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN】
- 報告書(案)に示された内容で進めることに賛同する。【公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター】
- 対応の方向に賛同いたします。【一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会】
- 当面の対応の方向については賛成いたします。しかしながら、広く研究目的全般に対する権利制限規定の導入は、学術書・専門書市場に致命的な影響を与えるものであり、著作権条約上も認められない可能性が高いと考えます。検討に当たっては慎重の上にも慎重を期していただき、学術・専門書をはじめとする我が国の出版文化に影響を及ぼすような法改正は行わないでいただきたいと存じます。【一般社団法人日本書籍出版協会／一般社団

- 当面は既存の制度の枠内で対応するという案に賛成します（新たな権利制限規定を創設する必要はないと考えます。）。

ただし、「著作権法第32条、第38条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施」に当たっては、既に形成されているライセンス市場を阻害することのないよう留意していただきたいと存じます。

特に32条（引用）については、その解釈適用をめぐる権利者と利用者の見解が対立する例が少なくないことから、裁判例や分野ごとの特性を踏まえて丁寧に進めることが望ましいと考えます。【一般社団法人日本音楽著作権協会】

- 対応の方向性について基本的に賛成する。

研究目的の著作物利用については、現行著作権法（第30条：私的使用のための複製、第31条：図書館等における複製等、第32条：引用、第38条：営利を目的としない上演）による援用等が可能な利用も多いと考えられるが、慣行として学会等の発表において許諾を取る実態等もあり、FAQやガイドラインを充実する等、研究者等に十分な普及啓発活動を行い、自身で一定程度の判断が可能な環境づくりをすることが必要と考える。また、許諾を求めるにあたり必要な権利情報に関しては、簡素で一元的な権利処理方策にかかる分野横断権利情報DBの創設により相当の解決が図られるものと期待する。

オープンアクセスの普及やクリエイティブ・コモンズによる著作物の利用、また、令和3年改正の「図書館関係の権利制限規定の見直し」の施行および上述の簡素で一元的な権利処理方策の対応等、著作物の研究利用については、権利制限に依らずとも利用しやすい状況になりつつある。従って、報告書（案）28頁に記載のとおり、研究目的に係る権利制限については現行法や制度においても解決されない支障や新たなニーズがある場合に必要に応じて検討を行うこととするのが適切であろうと考える。

しかしながら、研究者等の著作権知識の向上に資する普及啓発にかかる情報等は散逸しているように見受けられるため、例えば上述の窓口組織が分野別権利情報DBの提供とともに既存のFAQやガイドライン等に加え、今後、蓄積する情報を収集して広く提供する等、普及啓発に資する情報の集約化を図ってもよいのではないかと考える。【一般社団法人学術著作権協会】

- 当協議会は、テレビCMの制作会社との協定に基づき、過去のテレビCM作品をデータベース化して研究目的の利用に供している、研究者有志の集まりである。その立場から意見を提出する。

当該権利制限規定に関するニーズの把握が、主に研究成果発表における著作物利用について実施されたため、研究目的の著作物利用の幅広い側面が掘り下げられていないと考える。文化分野の研究の成果発表においては、引用を正しく解釈することで著作物を無許諾で利用できることが多い。それよりもむしろ、研究のための資料収集段階において、不可欠ではあるが現行法では違法になるであろう行為のあることが問題であり、それを解消するための権利制限規定を求める。

当協議会に関わる研究対象は、過去のテレビCMである。過去CMについては研究者がアクセスできるアーカイブ機関がいくつかはあるものの、それらのどこにもないCM映像が個人のコレクションとして残っている。私的使用のための複製である限りは問題ないが、それを研究目的で複製することははばかれる現状がある。近年は個人録画と思われる極めて貴重なCM作品が、おそらく無許諾で動画配信サイトにアップロードされている。それらをダウンロードし保存することは、たとえ研究目的とはいえ違法とみなされる懸念がある。

また、CMを研究者自身が録画する場合においても、私的使用の範囲であるならば問題ないが、研究を目的とした途端に現行の制限規定が適用されなくなる。権利者が明らかな場合は「簡素で一元的な権利処理」の対象とはならないことが予定されており、膨大な映像資料についてその複製の許諾を個別に得るのはほぼ不可能である。また、「簡素で一元的な権利処理」の恩恵を受けることができそうな、権利者の連絡先が不明な作品についても、CMのように個々には短い映像を大量に使用する場合は、補償金の支払いが過大になり、研究やアーカイビングを阻害されることが予想される。

研究コンプライアンスの観点からは、このような状態が継続することは望ましくない。成果発表段階ではなく研究段階に適用される権利制限規定の創設について、検討が継続されることを望む。【テレビCMデータベース運用協議会】

- 研究目的に係る著作物の利用について、出版などにより流通している論文そのものの複製については、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用により入手可能となり、また、その大半は著作権管理団体より利用許諾を受けることができ、著作権管理団体で未管理のものも、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応により、利用が可能となるものと考えられる。

一方で、論文等の著作物の一部の二次的な利用については、学会等での発表や勉強会での利用などは、必ずしも著作権法第32条の要件を満たすものばかりでなく、また、学会等での発表での利用場面も、多くの学会で参加費用（会員費ではない）を徴収していることから、著作権法第38条の要件を満たさない利用となってしまうことが懸念される。

したがって、論文等の著作物の一部の二次的な利用については、出版等に影響を与えるものではなく（権利者の権利を不当に害するとは考えられない）、利用についてニーズも高いと考えられるので、継続して検討を行っていただきたいと考える。【日本製薬団体連合会】

- 研究目的の権利制限については導入しないという結論だが、検討にあたっては権利制限規定を求めるニーズがあったことは事実だろう。その上で分野ごとに権利制限規定を個別に検討することは効率が悪く、著作権法をさらに理解することが難しいものとなる。また「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について」における新制度においては、零細な利用についても個別の権利処理を求められ、それにより利用の柔軟性やスピード感が失われ、また窓口組織の権利処理業務の負担も増し、権利処理手数料が高額になる恐れもある。さらに著作権の保護と利用のバランスを取る上では、著作権は産業振興策ではなく、言論の自由を担保し、教育やエンタテインメント、ユーザーによる技術検証・改善などにも資

するものであるべきだ。その上では「コンテンツ創作の好循環」を生むことを視点に入れ、個別の権利制限規定の拡張ではなく、米国型フェアユースを範とした、公正で市場で原著作物に与える影響の少ない利用に関する権利制限の一般規定（フェアユース）を導入すべきだ。【一般社団法人インターネットユーザー協会】

○ 著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施等を継続することに賛成する。近年、小、中、高等学校の授業においても研究活動が盛んに行われているため、若年層への普及啓発の実施等を広げることを期待する。【日本弁理士会】

○ ・著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況のフォロー
どのような普及啓発やフォローを実施するのか、具体的に例示してほしい。
・簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応
著作権法第 32 条、第 38 条等と同様に、第 31 条の権利制限との混乱がないように、十分な説明と情報の公開が必要と考える。【国公立大学図書館協力委員会】

○ かねて指摘されている通り、何を以て「研究」とするのかその範囲の線引きは、きわめて困難だ。「研究目的での著作物利用」が権利制限対象になってしまうと、「研究」の名のもとに、著作物がほぼ自由利用されてしまうという強い懸念が生じる。新たな権利制限を導入する必要はない。
したがって、「研究目的にかかる権利制限」については「図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策による対応を行い、それらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合、必要に応じて検討する」との報告書案の結論は現実的だと考える。【一般社団法人日本新聞協会】

○ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会報告書（案）28 頁の下から 6 行目から 5 行目にかけて「第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施」「必要に応じて検討を行うこととする。」を掲げています。

その際には、以下の点を踏まえて普及啓発を実施いただくこと、以下の点を踏まえた検討を行うこと、をお願いいたします。

1. 著作権法 38 条 1 項につきましては、平成 15 年 1 月の「文化審議会著作権分科会審議経過報告」16 頁において以下のとおり結論づけられていること。

「ベルヌ条約上の義務との関係から問題があると内外の関係者から指摘されており、非営利・無料・無報酬の上映に係る権利制限については、こうした問題に対応する観点から、その対象となる行為の範囲を見直すことが必要であると思われる。」

本報告書案では「さらにそれらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に、必要に応じて検討を行うこととする。」と述べていますが、文脈からみて平成 15 年の審議経過報告と反対に法 38 条 1 項の権利制限を拡大する方向での検討を予定しているのではないかと危惧します。

2. 著作権法 38 条各号の検討にあたっては、比較法的検討を行うこと。

ドイツ法 52 条 3 項は「著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。」(本山雅弘訳『外国著作権法令集(57)-ドイツ編-』(著作権情報センター, 2020))とされています。

また、フランス知的財産法典 132 の 21 条 2 項では、公の上演又は演奏が著作権者の許諾を要することを前提として「市町村は、その地方の公の祝典の開催について、及び行政当局によって認可された普通教育団体は、その活動の枠内においてこれらの団体が開催する催しについて、これらの使用料の割引を享受しなければならない。」(財田寛子訳『外国著作権法令集(55)-フランス編-』(著作権情報センター, 2018))と定めています。

これらの規定は、WIPO 著作権条約 10 条 2 項等に定めるスリー・ステップ・テストに忠実であるように思われます。こうした点を踏まえた検討をお願いいたします。【個人】

- 本項目において、上記の「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について」において提言されている新制度の導入を待ち、これによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に研究目的の権利制限についてさらに検討を行うとされている方針に賛同しない。

確かに、研究目的という事では、現行の著作権法の各権利制限によって拾える部分もかなりあるだろうが、この問題はこれらの既存の権利制限の周知により解決されるものではないし、上記の新制度の導入により解決されるものでもない。

その事は 2019 年度から 2021 年度の調査研究の結果によっても明らかであると考えますが、新たな知見を創造する事で文化の発展に寄与するものである研究のためであるにも関わらず、そもそも既存の権利制限に含まれない形の利用もあり得る事、そのために申請等の手続きが必要な事自体が問題なのであって、本来、この様な文化の発展に寄与する事が明らかな目的に対しては、著作権者の利益を不当に害する場合を除き、申請の様な手続きを必要とせず利用が認められて然るべきである。

本項目は全面的に書き改め、新制度の導入を待つ事なく、今次の法改正により速やかに欧米主要国並の一般的な研究目的の権利制限を設けるとするべきである。その際、特にアメリカ型の一般フェアユース条項による事が望ましいと考える。【個人】

<その他の著作権法制度に関する意見>

- 日本のコンテンツビジネスの発展のためには、日本コンテンツの日本市場での流通だけでなく、グローバル市場での流通を確保することのほか、海外コンテンツと日本コンテンツとのコラボレーションを含めた海外コンテンツの日本市場での流通を確保することも重要である。そのため、音楽分野での取組みを参考にする場合でも、その運用が既にグローバルなライセンス慣行のスタンダードから外れた面があるものになっていることを十分踏まえ、新たな施策においても、グローバルスタンダードやグローバルのライセンススキームとの接合を確保する必要性が高いことには十分留意すべき。

また、仮に新たな一元的な権利処理を可能にする団体を設立等する場合でも、クリエイター等に対して、そのような団体の利用を強制し、当該団体に対する排他的ライセンスを強制すべきではない。クリエイター自身はもちろん、他の市場参加者も、直接ライセンス取引をする権利が損なわれるものではないことが明確化されるべき。【個人】

○ 画像生成 AI などによる著作物を無断でまた個人の利用者が作者に無断で学習し商業利用出来てしまう状況は非常に良くないと思うので著作物に対してもっと厳しく守って頂きたいです。現在出回っている全ての画像生成 AI は違法な転載サイトから学習しているモノで権利関係も非常にリスクが高いモノになっています。今後クリエイターを目指す人が減ってしまい日本の重要産業でもあるアニメ、漫画、イラストなどが無くなってしまう恐れもあり、またそれに関係する産業も無くなる可能性もあります。また海外からも日本が AI イラストを使って海外の著作物を勝手に使う事例も知られており日本への不信感も高まっています。海外では画像生成 AI の規制への動きもあり、訴訟も起きており日本だけ容認すると海外からの印象は更に悪化すると考えています。日本の文化でもあるアニメやイラスト、漫画を作るクリエイター達も海外で規制が入り安全な投稿サイトなどが出来たら日本から出て海外で活動をしたいという人も増えてきていますので、全て失う前に日本でも規制やクリエイターの保護をお願いします。【個人】

○ 画像生成 AI に関しては項目に記述が無かったのでイラストレーター・漫画描きとして意見を述べさせていただきます。まず大前提として絵描きはじめ、クリエイターを守るはずである著作権法が 30 条 4-2 によって自衛が出来ません。そのような状況下でリリースされてしまった画像生成 AI の生成物を著作物として認めるのは反対です。そもそも「Novel AI」はアメリカの無断転載サイト「danbooru」から画像を学習したと公言しています。また danbooru のデータセット使った場合は所謂「danbooru タグ」というものを使えば容易に画像を生成出来るという点から、ほとんどの AI が danbooru 製である疑惑があります。そのような法の穴をかいくぐった、脱法 AI を認めてしまうのはおかしいと思いました。まずはデータベース案をまとめたうえで、使用可、不可のデータを新しく共有し、そのデータを利用した保障のある AI しか認めてはいけない法案を成立させるべきです。でないとクリエイターはいつまでも脱法 AI に搾取されたままになると思います。それに付随しますが、もしこのまま脱法 AI の生成物も著作物として認められた場合 i2i 等で配信中（作業中）の絵描きの絵を読み込ませて先に完成させ、それを自身の著作物として登録するなどの悪意ある行為が行われる可能性があります。この盗作した AI 利用者は「あなたの絵より AI の方がキレイだ」とコメントを残しアカウントを削除しています。非常に悪意のある行為と言わざるを得ません。

ちなみに疑惑として日本国内でも先週発生しました。こちらの疑惑に本人は「偶然の一致で似てしまった」と公式に発表されております。この点は非常に疑問が残ります。ここまで何枚も酷似する AI の利用は国として放っておいていい事態ではありえません。仮に i2i 利用をしていたとしても AI がやったことで罪に問われない可能性すらあります。その場合はペンネームで活動しているクリエイターは裁判や訴訟で個人情報晒さなければいけなくなり、リスクばかりが残る状況です。

また AI 生成物は短時間で大量に生成出来るという観点からも絵の陳腐化を招く懸念があります。例えば特定の絵柄に近い絵を大量に SNS 上等にばらまく事によって、その絵柄に近い絵描きの潜在的価値を下げることに繋がります。ピクシブ内の「原神」という作品の「雷電將軍」というキャラのファンアートは表示作品が 50 あれば 40 作品は AI 製です。しかも生成中の腕の欠損や細かい部分の修正が施されていない劣悪な画像となっております。

更にプラットフォーム上で大量に 18 禁画像集 (CG 集) を販売する者も出てきています。通常このような作品は最低でも 1 か月以上はかかりますが AI だと 2 ? 3 日で納品出来てしまいます。ただしこちらでも明らかにおかしい体の部位があったり、同じような構図のものばかりです。誰でも簡単に出来てしまう分、未成年者が親の口座でいつわって納品したり、反社の資金源やマネーロンダリングの標的にもなりかねません。悪貨は良貨を駆逐するという言葉があるように、生成 AI によって現実的な問題が起きています。

以上のことを踏まえても、絵描きやクリエイターには現在の生成 AI は何の価値も無く、むしろクリエイター活動を阻害する劣悪なコピー品ばかりが出そろった状況となっております。表で声をあげることが出来ないのは i2i 等の行為で嫌がらせを受ける可能性があるからです。潜在的に嫌がっているクリエイターは多数います。ツイッターで「AI 学習禁止」と検索をかけてみてください。少ないとも 1 人 2 人の話ではありません。

このままでは後進の育成が出来ず、将来のクリエイターや日本文化のアニメイラスト等の人材が枯渇することになります。どうか 30 条の 4 の改正と国内での生成 AI の使用に関する明確な罰則と規制。そしてこの案の正しい運用方法を改めてお考えいただきたく思います。努力を重ねても短時間で機械に搾取されるだけでは誰もやらなくなるでしょう。それは人間の成長を阻害することにならないでしょうか？どうかクリエイターが頑張ったことが正しく報われる社会の 1 つの案としてまとめてくださることを切に願います。

【個人】

- この様な意見公募案件において繰り返し述べているのであるが、すみやかに著作権侵害のある海賊版コンテンツアップロードについての非親告罪化を行うようにされたい。

(TPP、CPTPP 等の発効を待たずに、である。それが適切であるはずである。

もちろん、著作権管理方針の反映はそこでなされてよいのであるが (たとえば、著作権フリー、フェアユースであれば可能等の著作権者による意思表示によっての罪として問わない扱い等、は明示的な禁止表示が無い場合は親告罪の扱いとしておく等)、海賊版コンテンツアップロードなどの (場合により被害が大きな額になるような) 問題事態に対しての対策というのは、それが適切なはずである。(なお、警察庁・警視庁等による虚偽の説明 (他国へは効力が及ばないので日本で定めても効果が無い。) とは異なり、日本の法令としてその様に定めた場合、少なからぬ刑事民事両方の効果が日本国のみでなく発生する事になる。(まるで組織的犯罪者達に都合するようにして行われる (畢竟、そうであるはずである。)) 警察庁・警視庁等による法令の虚偽解釈に惑わされずに、海賊版コンテンツのアップロードの非親告罪化を行う事には適切性と権利者・業界・社会への利益があるはずである。)

なお、今回、刑事の観点からの指摘等が無かったように思われるのであるが、刑事での

取扱いの非親告罪化は民事にも様々な効果があるものであるもので、民事について考える際にもちゃんと刑事での取扱いの変更（海賊版コンテンツのアップロードの非親告罪化）について、都度、論じていただきたい。（民事においてもそこが非常に重要なポイントであるはずであるので。）【個人】

- 文化庁は、意見募集の結果について極めて恣意的にまとめた回答を出しただけで、実質的にブルーレイを私的録音録画補償金の対象とする著作権法施行令改正の閣議決定を2022年10月21日に強行した。今まで積み重ねられてきた、判例、保護利用小委員会などの審議会における議論、様々な関係者の意見の全てを愚弄する、この不当な政令改正は到底納得できるものではない。ブルーレイレコーダーとディスクを私的録音録画補償金の対象とする事について今に至るも妥当な根拠は何一つ見出せない。

以前提出した意見の通り、私は一国民、一個人、一消費者、一利用者・ユーザーとして到底納得の行かない私的録音録画補償金の対象拡大になお断固反対する。

集まった2406件の意見の全文を速やかに公表するとともに、自身の過ちを認め、政令を元に戻す閣議決定を行う事を私は求める。その上で、中立的な第三者による調査により、前提となっていた旧来の形の私的録音録画自体もはや時代遅れになり少なくなっているという事を示し、全関係者が参加する公開の場で議論し、私的録音録画補償金制度は歴史的役割を終えたものとして廃止するとの結論を出すべきである。【個人】

※報告書の表記に関する意見が2件あった。

※その他、本意見募集の趣旨とは関係のない意見が1件あった。

(以上)